

一	細菌性赤痢	二	腸管出血性大腸菌感染症	三	腸管出血性大腸菌感染症
一	コレラ	四	腸管出血性大腸菌感染症	四	腸管出血性大腸菌感染症
五	パラチフス	五	パラチフス	五	パラチフス
六	この法律において「四類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。	六	この法律において「四類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。	六	この法律において「四類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。
七	狂犬病	七	狂犬病	七	狂犬病
八	Q熱	八	E型肝炎	八	A型肝炎
九	マラリア	九	マラリア	九	マラリア
十	野兎病	十	鳥インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）	十	鳥インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）
十一	前各号に掲げるもののほか、既に知られている感染性の疾病であつて、動物又はその死体、飲食物、衣類、寝具その他の物件を介して人に感染し、前各号に掲げるものと同程度に国民の健康に影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるもの	十一	前各号に掲げるもののほか、既に知られている感染性の疾病であつて、動物又はその死体、飲食物、衣類、寝具その他の物件を介して人に感染し、前各号に掲げるものと同程度に国民の健康に影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるもの	十一	前各号に掲げるもののほか、既に知られている感染性の疾病であつて、動物又はその死体、飲食物、衣類、寝具その他の物件を介して人に感染し、前各号に掲げるものと同程度に国民の健康に影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるもの
十二	この法律において「五類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。	十二	この法律において「五類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。	十二	この法律において「五類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。
十三	インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）	十三	インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）	十三	インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）
十四	ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く。）	十四	ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く。）	十四	ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く。）
十五	クリプトスボリジウム症	十五	クリプトスボリジウム症	十五	クリプトスボリジウム症
十六	後天性免疫不全症候群	十六	後天性免疫不全症候群	十六	後天性免疫不全症候群
十七	性器クラミジア感染症	十七	性器クラミジア感染症	十七	性器クラミジア感染症
十八	梅毒	十八	梅毒	十八	梅毒
十九	メチシリソ耐性黄色ブドウ球菌感染症	十九	メチシリソ耐性黄色ブドウ球菌感染症	十九	メチシリソ耐性黄色ブドウ球菌感染症

7
一 感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。
この法律において「新型インフルエンザ等感
染症」の健康に影響を与えるおそれがあるものとして厚生労働省令で定めるもの。
二 新型インフルエンザ（新たに人から人に伝
染する能力を有することとなつたウイルスを
病原体とするインフルエンザであつて、一般
に国民が当該感染症に対する免疫を獲得して
いないことから、当該感染症の全国的かつ急
速なまん延により国民の生命及び健康に重大
な影響を与えるおそれがあると認められるも
のをいう。）
三 再興型インフルエンザ（かつて世界的規模
で流行したインフルエンザであつてその後流
行することなく長期間が経過しているものと
して厚生労働大臣が定めるものが再興したもの
のであつて、一般に現在の国民の大部分が當
該感染症に対する免疫を獲得していないこと
から、当該感染症の全国的かつ急速なまん延
により国民の生命及び健康に重大な影響を与
えるおそれがあると認められるものをいう。）
四 再興型コロナウイルス感染症（かつて世界
的規模で流行したコロナウイルスを病原体と
する感染症であつてその後流行することなく
長期間が経過しているものとして厚生労働大
臣が定めるものが再興したものであつて、一
般に現在の国民の大部分が当該感染症に対す
る免疫を獲得していないことから、当該感染
症の全国的かつ急速なまん延により国民の生
命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあ
ると認められるものをいう。）
この法律において「指定感染症」とは、既に
知られている感染性の疾病（一類感染症、二類
感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等
感染症を除く。）であつて、第三章から第七章
までの規定の全部又は一部を準用しなければ、
当該疾病的まん延により国民の生命及び健康に
重大な影響を与えるおそれがあるものとして政
令で定めるものをいう。

9 この法律において「新感染症」とは、人から知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかる場合の病状の程度が重篤であり、かつて重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

10 この法律において「疑似症患者」とは、感染症の疑似症を呈している者をいう。

11 この法律において「無症状病原体保有者」とは、感染症の病原体を保有している者であつて、当該感染症の症状を呈していないものをいう。

12 この法律において「感染症指定医療機関」とは、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関、第一種協定指定医療機関、第二種協定指定医療機関及び結核指定医療機関をいう。

13 この法律において「特定感染症指定医療機関」とは、新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関をして厚生労働大臣が指定した病院をいう。

14 この法律において「第一種感染症指定医療機関」とは、一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院をいう。

15 この法律において「第二種感染症指定医療機関」とは、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関をして都道府県知事が指定した病院をいう。

16 この法律において「第一種協定指定医療機関」とは、第三十六条の二第一項の規定による通知（同項第一号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）又は第三十六条の三第一項に規定する医療措置協定（同号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）に基づき、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者を入院させ、必要な医療を提供する医療機関として都道府県知事が指定した病院又は診療所をいう。

17 この法律において「第二種協定指定医療機関」とは、第三十六条の二第一項の規定による通知（同項第二号又は第三号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）又は第三十六条の三第一項に規定する医療措置協定（第三十六条の

の二第一項第二号又は第三号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。)に基づき、第四十四条の三の二第一項(第四十四条の九第一項の規定に基づく政令)によつて準用される場合を含む。)又は第五十条の三第一項の厚生労働省令で定める医療を提供する医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所(これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。)次項、第三十八条第二項、第四十二条第一項、第四十四条の三の三第一項及び第五十条の四第一項において同じ。)又は薬局をいう。

この法律において「病原体等」とは、感染症の病原体及び毒素をいう。

この法律において「毒素」とは、感染症の病原体によって產生される物質であつて、人の生体内に入つた場合に人を発病させ、又は死亡させるもの(人工的に合成された物質で、その構造式がいづれかの毒素の構造式と同一であるもの(以下「人工合成毒素」という。)を含む。)をいう。

この法律において「特定病原体等」とは、一種病原体等、二種病原体等、三種病原体等及び四種病原体等をいう。

この法律において「二種病原体等」とは、次に掲げる病原体等(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第十四条第一項、第二十三条の二の五第一項若しくは第二十三条の二十五第一項の規定による承認又は同法第二十三条の二の二十三第一項の規定による認証を受けた医薬品又は再生医療等製品に含有されるものその他これに準ずる病原体等(以下「医薬品等」という。)であつて、人を発病させらるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定するものを除く。)をいう。

一 アレナウイルス属ガナリトウイルス、サビボウイルス及びレストンエボラウイルス
二 エボラウイルス属アイボリーコーストエボラウイルス、ザイールウイルス、スードランエボラウイルス及びラッサウイルス
三 オルソポツクスウイルス属ハリオラウイルス(別名痘そうウイルス)

- 四 ナイロウイルス属クリミア・コンゴヘモラジックフィーバーウイルス（別名クリミア・コンゴ出血熱ウイルス）

五 マールブルグウイルス属レイクビクトリアマールブルグウイルス

六 前各号に掲げるもののほか、前各号に掲げるものと同程度に病原性を有し、国民の生命及び健康に極めて重大な影響を与えるおそれがある病原体等として政令で定めるもの（この法律において「二種病原体等」とは、次に掲げる病原体等（医薬品等であつて、人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定するものを除く。）をいう。）

一 エルシニア属ペスティス（別名ペスト菌）

二 クロストリジウム属ボツリヌス（別名ボツリヌス菌）

三 ベータコロナウイルス属S A R Sコロナウイルス

四 バシリラス属アントラシス（別名炭疽菌）

五 フランシセラ属ツラレンシス種（別名野兎病菌）亜種ツラレンシス及びホルアーケティカ

六 ボツリヌス毒素（人工合成毒素であつて、その構造式がボツリヌス毒素の構造式と同一であるものを含む。）

七 前各号に掲げるもののほか、前各号に掲げるものと同程度に病原性を有し、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある病原体等として政令で定めるもの（この法律において「三種病原体等」とは、次に掲げる病原体等（医薬品等であつて、人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定するものを除く。）をいう。）

一 コクシエラ属バーネッティイ

二 マイコバクテリウム属ツベルクローシス（別名結核菌）（イソニコチニン酸ヒドラジド、リファンピシンその他之結核の治療に使用される薬剤として政令で定めるものに対し耐性を有するものに限る。）

三 リンサウイルス属レイビーズウイルス（別名狂犬病ウイルス）

四 前三号に掲げるもののほか、前三号に掲げるものと同程度に病原性を有し、国民の生命及び健康に影響を与えるおそれがある病原体等として政令で定めるもの（この法律において「四種病原体等」とは、次に掲げる病原体等（医薬品等であつて、人を発

（病させるおそれがあるなどないものとして厚生労働大臣が指定するものを除く。）をいう。

5

- | | |
|--|--|
| <p>第二章 基本指針</p> <p>第九条 厚生労働大臣は、感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。</p> <p>一 感染症の予防の推進の基本的な方向</p> <p>二 感染症の発生の予防のための施策に関する事項</p> <p>三 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項</p> <p>四 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項</p> <p>五 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項</p> <p>六 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項</p> <p>七 感染症に係る医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項</p> <p>八 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他の感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項</p> <p>九 第四十四条の三第二項又は第五十条の二第一項に規定する宿泊施設の確保に関する事項</p> <p>十 第四十四条の三第一項に規定する新規型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は第五十条の三第一項に規定する新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項</p> <p>十一 第四十四条の三の二第一項に規定する新規型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は第五十条の三第一項に規定する新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項</p> <p>十二 第四十四条の五第一項（第四十四条の八において準用する場合を含む。）、第五十一条の四の第一項若しくは第六十三条の三第一項の規定による総合調整又は第五十五条の五第一項、第六十三条の二若しくは第六十三条の四の規定による指示の方針に関する事項</p> <p>十三 第五十三条の十六第一項に規定する感染症対策物資等の確保に関する事項</p> <p>十四 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項</p> | <p>病させるおそれがあるものとして厚生労働大臣が指定するものを除く。」をいう。</p> <p>一 インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス（血清亜型が政令で定めるものであるもの（新型インフルエンザ等感染症の病原体を除く。）又は新型インフルエンザ等感染症の病原体に限る。）</p> <p>二 エンシエリヒア属コリー（別名大腸菌）（腸管出血性大腸菌に限る。）</p> <p>三 エンテロウイルス属ボリオウイルスクリプトスピロジウム属バールバム（遺伝子型が一型又は二型であるものに限る。）</p> <p>四 サルモネラ属エンテリカ（血清亜型がタイプI又はパラタイプIであるものに限る。）</p> <p>五 志賀毒素（人工合成毒素であつて、その構造式が志賀毒素の構造式と同一であるものを含む。）</p> <p>六 フィ又是パラタイプIIであるものに限る。）</p> <p>七 シゲラ属（別名赤痢菌）ゾンネイ、デイゼンテリエ、フレキシネリ、及びボイディ</p> <p>八 ピブリオ属コレラ（別名コレラ菌）（血清型がO-1又はO-139であるものに限る。）</p> <p>九 フラビウイルス属イエロー・フィーバー・ワイルス（別名黄熱ウイルス）</p> <p>十 マイコバクテリウム属ツベルクローシス（前項第二号に掲げる病原体を除く。）</p> <p>十一 前各号に掲げるもののほか、前各号に掲げるものと同程度に病原性を有し、国民の健康に影響を与えるおそれがある病原体等として政令で定めるもの</p> <p>十二 厚生労働大臣は、第三項第六号の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聴かなければならぬ。</p> <p>第七条 削除</p> <p>（疑似症患者及び無症状病原体保有者に対するこの法律の適用）</p> <p>第八条 一類感染症の疑似症患者又は二類感染症のうち政令で定めるものの疑似症患者についての法律の適用</p> <p>2 新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者では、それぞれ一類感染症の患者又は二類感染症の患者とみなして、この法律の規定を適用する。</p> <p>3 新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であつて当該感染症にかかるといふと疑うに足りる正当な理由のあるものについては、新型インフルエンザ等感染症の患者とみなして、この法律の規定を適用する。</p> <p>一類感染症の無症状病原体保有者又は新型インフルエンザ等感染症の無症状病原体保有者に</p> |
|--|--|

十五 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

Page 1

- Digitized by srujanika@gmail.com

- 六 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項

七 第四十四条の三第二項又は第五十条の二第二項に規定する宿泊施設の確保に関する事項

八 第四十四条の三の二第一項に規定する新型インフルエンザ等感染症外出自肃対象者又は第五十条の三第一項に規定する新感染症外出自肃対象者の療養生活の環境整備に関する事項

九 第六十三条の三第一項の規定による総合調整又は第六十三条の四の規定による指示の方針に関する事項

十 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

十一 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項

十二 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策（国との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。）に関する事項

十三 第一項の予防計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、当該都道府県における感染症に関する知識の普及に関する事項について定めるよう努めるものとする。

十四 都道府県は、基本指針が変更された場合には、当該都道府県が定める予防計画に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。都道府県が予防計画の実施状況に関する調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときも、同様とする。

十五 厚生労働大臣は、予防計画の作成の手法その他予防計画の作成上重要な技術的事項について、都道府県に対し、必要な助言をすることができる。

十六 都道府県は、予防計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、その区域内の感染症の予防に関する施策の整合性の確保及び専門的知見の活用を図るため、あらかじめ、次条第一項に規定する都道府県連携協議会において協議しなければならない。

所設置市等」という。) を除く。) の意見を聴かなければならぬ。

ザ等対策特別措置法第八条第一項に規定する市町村行動計画との整合性の確保を図らなければ

都道府県連携協議会において協議が調つた事項については、その構成員は、その協議の結果

については厚生労働省令で定める期間内に、当該届出の内容を、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用すること）であつて厚生労働省令で定めるものをいう。第十五条第十三項及び第十四項、第三十六条の五第四項から第六項まで、第三十六条の八第三項、第四十四条の三の五第四項並びに第五十条の六第四項を除き、以下同じ。により厚生労働大臣に報告しなければならない。

7 第一項の規定による届出が前二項に規定する方法により行われたときは、報告等をすべき者は、当該報告等を行ったものとみなす。
8 厚生労働省令で定める慢性の感染症の患者を治療する医師は、毎年度、厚生労働省令で定めるところにより、その患者の年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に届け出なければならぬ。

都道府県知事は、次の各号に掲げる動物について第一項又は第二項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を、電磁的方法により当該各号に定める者に通報しなければならない。
一 その管轄する区域外において飼育された動物 当該動物が飼育されていた場所を管轄する都道府県知事（その場所が保健所設置市等の区域内にある場合にあっては、その場所）

当該動物が同項の政令で定める感染症にかかるり、又はかかるっていた疑いがあると認めた場合について準用する。

(感染症の発生の状況及び動向の把握)

第十四条 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるとこにより、開設者の同意を得て、五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるも

都道府県知事は、次の各号に掲げる者について第一項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を、電磁的方法により当該各号に定める者に通報しなければならない。

9 第二項から第七項までの規定は、前項の規定による届出について準用する。この場合において、第二項中「同項第一号に掲げる者に係るものについては直ちに、同項第二号に掲げる者に係るものについては厚生労働省令で定める期間

所を管轄する保健所設置市等の長及び都道府県知事) 二 その管轄する区域内における保健所設置市等の長が管轄する区域内において飼育されていた動物 当該動物が飼育されていた場所を

の発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所を指定する。

の居住地を管轄する都道府県知事（その居住地が保健所設置市等の区域内にある場合にあっては、その居住地を管轄する保健所設置市等の長及び都道府県知事）

二 その管轄する区域内における保健所設置市等の長が管轄する区域内に居住する者（該当事者の居住地を管轄する保健所設置市等の長）

10 内」とあるのは、「厚生労働省令で定める期間内」と読み替えるものとする。

管轄する保健所設置市等の長 前二項の規定は、保健所設置市等の長が第二項又は第二項の規定による届出を受けた場合について準用する。この場合において、第三項中「厚生労働大臣」とあるのは、「厚生労働大臣及び当該保健所設置市等の区域を管轄する都道府

前項の厚生労働省令で定める五類感染症の患患者（厚生労働省令で定める五類感染症の無症状者）原体保有者を含む。以下この項において同じ。若しくは前項の二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの患者を診断し、又は同

前二項の規定は、保健所設置市等の長が第一項の規定による届出を受けた場合について準用する。この場合において、第二項中「厚生労働大臣」とあるのは、「厚生労働大臣及び当該保健所設置市等の区域を管轄する都道府県知事（次項各号において「管轄都道府県知事」という。）」と、前項第一号及び第二号中「その管轄する」とあるのは、「管轄都道府県知事の管轄する」と、同号中「保健所設置市等の長が」とあるのは、「当該保健所設置市等以外の保健所設置市等の長が」と読み替えるものとする。

第十三条 獣医師は、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症のうちエボラ出血熱、マールブルグ病その他の政令で定める感染症ごとに当該感染症を人に感染させるおそれが高いものとして政令で定めるサルその他の動物について、当該動物が当該感染症にかかり、又はかかるつているがあると診断したときは、直ちに、当該動物の所有者（所有者以外の者が管理する場合においては、その者。以下この条において同じ。）の氏名その他厚生労働省令で定める事項を最密

県知事（次項各号において「管轄都道府県知事」という。）と、前項第一号及び第二号中「その管轄する」とあるのは、「管轄都道府県知事の管轄する」と、同号中「保健所設置市等の長が」とあるのは、「当該保健所設置市等以外の保健所設置市等の長が」と読み替えるものとする。

項の厚生労働省令で定める五類感染症により死亡した者の死体を検査したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該患者又は当該死亡した者の年齢・性別その他厚生労働省令で定める事項を当該指定届出機関の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。
前項の規定による届出を受けた都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、当該届出の内容を、電磁的方法により厚生労働大臣に報告しなければならない。

労働省令で定める感染症指定医療機関の医師に
限る。)は、電磁的方法であつて、当該届出の
内容を第二項又は第三項(これらの規定を前項
において準用する場合を含む。)の規定による
報告又は通報(以下この条において「報告等」
という。)をすべき者及び当該報告等を受ける
べき者が閲覧することができるものにより当該
届出を行わなければならない。
第一項の規定による届出をすべき医師(前項

りの保健所長を経由して都道府県知事に届け出なければならない。ただし、当該動物が実験のために当該感染症に感染させられている場合には、この限りでない。

前項の政令で定める動物の所有者は、獣医師の診断を受けない場合において、当該動物が同項の政令で定める感染症にかかり、又はかかるつて疑いがあると認めたときは、同項の規定による届出を行わなければならない。ただし、

る。この場合において、同条第六項中「内閣をたる報告等」とあるのは「内容を次条第三項又は第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による報告又は通報（以下この条において「報告等」という。）」レ
、同条第七項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と、「前二項」とあるのは「同条第六項において読み替えて準用する前項」と読み替えるものとする。

の厚生労働省令で定める感染症指定医療機関の医師を除く。)は、電磁的方法であつて、当該届出の内容を報告等をするべき者及び当該報告等を受けるべき者が閲覧することができるものに、より当該届出を行うよう努めなければならぬい。

3 当該動物が実験のために当該感染症に感染させられて いる場合は、この限りでない。

7 第一項及び第三項から前項までの規定は獸医師が第一項の政令で定める動物の死体について当該動物が同項の政令で定める感染症にかかるか、又はかかるとしていた疑いがあると検査した場合について、第二項から前項までの規定は所有者が第一項の政令で定める動物の死体について

係において単に「報告」と「当該報告等」あるのは「当該報告」と、同条第六項及び第七項中「報告等」とあるのは「報告」と、同項中「第一項」とあるのは「第十四条第二項」と読み替えるものとする。

5 指定届出機関は、三十日以上の予告期間を設けて、第一項の規定による指定を辞退することができる。

7 都道府県知事は、指定届出機関の管理者が第
二項の規定に違反したとき、又は指定届出機関
が同項の規定による届出を担当するについて不
適当であると認められるに至ったときは、第一項
の規定による指定を取り消すことができる。
厚生労働大臣は、二類感染症、三類感染症、

四類感染症又は五類感染症の疑似症のうち第一項の厚生労働省令で定めるものであつて該感染症にかかる場合の病状の程度が重篤であるものが発生し、又は発生するおそれがあると認めたときは、その旨を都道府県知事に通知するものとする。

8
前項の規定による通知を受けた都道府県知事は、当該都道府県事が管轄又は区域内外に所在する指定届出機関以外の病院又は診療所の医師に対し、当該感染症の患者を診断し、又は当該感染症により死亡した者の死体を検査したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該患者又は当該死亡した者の年齢、性別その他の患者の死因等を記載する事項を届け出ることを義務づける。

10 9
今後専門性を有する事務を専門に扱うこととするところである。この場合において、当該届出を求められた医師は、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。
第三項の規定は、前項の規定による届出を受けた都道府県知事について準用する。
第十二条第五項及び第六項の規定は第八項の

規定による届出について、同条第七項の規定は前項において準用する第三項の規定による報告について、それぞれ準用する。この場合において、同条第五項及び第六項中「すべき医師」とあるのは「すべき指定届出機関以外の病院又は診療所の医師」で、同条第五項中「第二項又は

第十一章

都道府県知事は、指定提出機関の管理者が第一項の規定に違反したとき、又は指定提出機関が同項の規定による提出を担当するについて不適当であると認められるに至ったときは、第一項の規定による指定を取り消すことができる。
第五十五条 都道府県知事は、感染症の発生を予防感染症の発生の状況、動向及び原因の調査)

Journal of Oral Rehabilitation 2003; 30: 102–107

下この条において「報告等」とあるのは、第十一項による報告（以下この条において単に「報告」と、「当該報告等」とあるのは、「当該報告」と、同条第六項及び第七項中「報告等」とあるのは、「報告」と、同項中「第一項」と記すものとする。第十四条第八項）と読み替えるものとする。

第十四条の二 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、開設者の同意を得て、厚生労働省令で定める五類感染症の患者の検体又

2 前項の規定による指定を受けた病院若しくは診療所又は衛生検査所（以下この条において「指定提出機関」という。）の管理者は、当該指定提出機関（病院又は診療所に限る。）の医師が同項の厚生労働省令で定める五類感染症の患者を診断したとき、又は当該指定提出機関（衛生検査所に限る。）の職員が当該患者の検体若しくは当該感染症の病原体について検査を実施したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該患者の検体又は当該感染症の病原体の一部を同項の規定により当該指定提出機関を指定した都道府県知事に提出しなければならない。

3 都道府県知事は、厚生労働省令で定めることにより、前項の規定により提出を受けた検体又は感染症の病原体について検査を実施しなければならない。

4 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の検査の結果その他厚生労働省令で定める事項を、電磁的方法により厚生労働大臣に報告しなければならない。

5 厚生労働大臣は、自ら検査を実施する必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第二項の規定により提出を受けた検体又は感染症の病原体の一部の提出を求めることができる。

6 指定提出機関は、三十日以上の予告期間を設けて、第一項の規定による指定を辞退することができる。

7 都道府県知事は、指定提出機関の管理者が第二項の規定に違反したとき、又は指定提出機関が同項の規定による提出を担当するについて不適当であると認められるに至ったときは、第一項の規定による指定を取り消すことができる。
(感染症の発生の状況、動向及び原因の調査)

第十五条 都道府県知事は、感染症の発生を予防し、又は感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするため必要があると認めるときは、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者又は感染症を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の所有者若しくは管理者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。

2 厚生労働大臣は、感染症の発生を予防し、
はそのまん延を防止するため緊急の必要があると
認めるときは、当該職員に一類感染症、二類
感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症
若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者
疑似症患者若しくは無症状病原体保有者、新規
染症の所見がある者又は感染症を人に感染さ
るおそれがある動物若しくはその死体の所有者
若しくは管理者その他の関係者に質問させ、マ
は必要な調査をさせることができる。

3 都道府県知事は、必要があると認めるとき
は、第一項の規定による必要な調査として当該
職員に次の各号に掲げる者に対し当該各号に定
める検体若しくは感染症の病原体を提出し、甚
しくは当該職員による当該検体の採取に応じて
べきことを求めさせ、又は第一号から第三号まで

八 第二号に定める検体又は当該検体から分離された新感染症の病原体を所持している者
九 第三号に定める検体又は当該検体から分離された新感染症の病原体を所持している者
十 第四号に定める検体又は当該検体から分離された同号に規定する感染症の病原体を所持している者 当該検体又は当該感染症の病原体 原体
十一 第五号に定める検体又は当該検体から分離された同号に規定する感染症の病原体を所持している者 当該検体又は当該感染症の病原体 原体
一二 第六号に定める検体又は当該検体から分離された同号に規定する感染症の病原体を所持している者 当該検体又は当該感染症の病原体 原体

でに掲げる者の保護者（親権を行ふ者又は後見人をいう。以下同じ。）に対し当該各号に定める検体を提出し、若しくは当該各号に掲げる者に当該職員による当該検体の採取に応じさせべきことを求めさせることができる。

一 一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者若く

十二 第六号に定める機関又は当該機関から分別離された新感染症の病原体を所持している者、当該検体又は当該感染症の病原体

二、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者又は当該感染症にかかると疑うに足りる正当な理由のある者 当該者の検体

施設又は業務の種類並びに当該種類ごとの感染症の発生及び蔓延の状況並びに感染症を公衆にまん延させるおそれその他の事情を考慮して、前項の規定による求めを行うものとする。
都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、第三項の規定により提出を受けた検

かつては、疑うに足りる正当な理由のあつた者は、当該者の検体

した検体について検査を実施しなければならない。
い。第三項の規定は、第二項の規定による必要な
調査について準用する。

七 症を人に感染させるおそれがある動物又は死体の所有者又は管理者の死体の検体

八 新感覚症を人に感染させるおそれがある動物又はその死体の所有者又は管理者の死体の検体

九 第一号に定める検体又は当該検体から分離せし同一の菌株によつて下記の各号に見ゆる感染症を有するもの

8 な調査に協力するよう努めなければならぬ。
都道府県知事又は厚生労働大臣は、一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等の患者又は新感染症の所見がある者（以下この項において「特定患者等」という。）が第一項又是第二項の規定による当該職員の質問又は必要な調査に對し正当な理由がなく協力をしない場合に於て、或るものを三箇月以内に

された同号に規定する感染症の病原体を所持している者 当該検体又は当該感染症の病原体

病状において、風満症の発生を予防しない場合は、そのまん延を防止するため必要があると認めるとときは、その特定患者等に対し、当該質問

- 又は必要な調査（第三項（第六項において準用される場合、第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によって準用される場合（同条第二項の政令により、同条第一項の政令の期間が延長される場合を含む。）及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合（同条第二項の政令により、同条第一項の政令の期間が延長される場合を含む。）を含む。）の規定による求めを除く。）に応ずべきことを命ずることができる。

前項の命令は、感染症を公衆にまん延させるおそれ、感染症にかかる場合の病状の程度その他の事情に照らして、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な最小限度のものでなければならぬ。

都道府県知事又は厚生労働大臣は、第八項の命令をする場合には、同時に、当該命令を受けた者に対し、当該命令を受けた者に対する理由その他の厚生労働省令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、当該事項を書面により通知しないで命令をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

都道府県知事又は厚生労働大臣は、前項の命令をする場合には、第八項の命令の後相当の期間内に、当該命令を受けた者に対する理由その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

第一項及び第二項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

都道府県知事及び保健所設置市等の長（以下「都道府県知事等」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項の規定により実施された質問又は必要な調査の結果を、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他）の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものをいう。次項、第四十四条の三の五第四項及び第五十条の六第四項において同じ。）により厚生労働大臣（保健所設置市等の長にあつては、厚生労働大臣及び当該保健所設置市等の区域を管轄する都道府県知事）に報告しなければならない。

都道府県知事等は、他の都道府県知事等が管轄する区域における感染症のまん延を防止するため必要があると認められる場合として厚生労働省令で定める場合にあつては、厚生労働省令に報告しなければならない。

15 厚生労働大臣は、第四十四条の三の五第一項
又は第五十一条の二第一項の規定に基づく要請に
施された質問又は必要な調査の結果を、電磁的
方法により当該他の都道府県知事等に通報しな
ければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による報告又は質問の結果、健康状態に異状を生じた者を確認したときは、厚生労働省令で定めるところにより、直ちにその旨を厚生労働大臣に報告するとともに、当該職員に当該者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができることとする。

3 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるとところにより、前項の規定により実施された質問又は必要な調査の結果を厚生労働大臣に報告しなければならない。

4 第十五条第十二項の規定は、都道府県知事が当該職員に第一項及び第二項に規定する措置を実施させる場合について準用する。

5 厚生労働大臣は、都道府県知事から要請があつたり、かつ、この法律又はこの法律に基づく政令の規定により当該都道府県知事が処理することとされている事務の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該都道府県又は保健所設置市等における検疫法第二条第二号に掲げる感染症、同法第三十四条第一項の政令で指定する感染症（当該政令で当該感染症について同法第十八条第五項の規定を準用するものに限る。）又は同法第三十四条の二第一項に規定する新感染症（同条第三項の規定により同法第十八条第五項に規定する事務が実施されるものに限る。）のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該都道府県知事に代わって自ら第一項に規定する措置を実施するものとする。

6 厚生労働大臣は、前項の規定により第一項に規定する都道府県知事の事務を代行する場合における第二項及び第四項の規定の適用についていは、第二項中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、「厚生労働大臣に報告する」ともに、当該職員に当該者」とあるのは「当該者の居所の所在地を管轄する都道府県知事に通知するもの」とする。この場合において、当該都道府県の職員に質問させることができることとする。

7 第五項の規定により厚生労働大臣が第一項に規定する都道府県知事の事務を代行する場合における第二項及び第四項の規定の適用についていは、第二項中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、「厚生労働大臣に報告する」ともに、当該職員に当該者」とあるのは「当該者の居所の所在地を管轄する都道府県知事に通知するもの」とする。

8 前二項に定めるもののほか、第五項の規定による厚生労働大臣の代行に関する必要な事項は、政令で定める。

(情報の公表等)

第十六条 厚生労働大臣及び都道府県知事は、第十二条から前条までの規定により収集した感染症に関する情報について分析を行い、感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報並びに当該感染症の予防及び治療に必要な情報を新聞、放送、インターネットその他適切な方法により積極的に公表しなければならない。

都道府県知事は、第四十四条の二第一項、第四十四条の七第一項又は第四十四条の十第一項の規定による公表（以下「新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表」という。）が行われたときから、第四十四条の二第三項若しくは第四十四条の七第三項の規定による公表又は第五十三条第一項の政令の廃止（第三十六条の二第一項及び第六十三条の四において「新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなつた旨の公表等」という。）が行われるまでの間、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われた感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報に対する住民の理解の増進に資するため必要があると認めるときは、市町村長に対し、必要な協力を求めることができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による協力の求めに関連が必要があると認めるときは、当該市町村長に対し、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者（当該都道府県の区域内に居住地を有する者に限る。）の数、当該者の居住する市町村の名称、当該者がこれらの感染症の患者又は所見がある者であることが判明した日時その他厚生労働省令で定める情報を提供することができ

4 第一項の規定による情報の公表又は前項の規定による情報の提供を行うに当たっては、個人情報の保護に留意しなければならない。

(協力の要請等)

は、感染症の発生を予防し、又はその蔓延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、感染症の患者の病状、数その他感染症の発生及び蔓延の状況並びに病原体等の検査の状況を勘案して、当該感染症の発生を予防し、又はその蔓延を防止するために必要な措置を定め、医師、医療機関、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者又は病原体等の検査を行う民間事業者その他の感染症に関する検査を行ふ機関に対し、当該措置の実施に対する必要な協力を求めることがで

厚生労働大臣及び都道府県知事は、前項の規定による協力の求めを行つた場合において、当該協力を求められた者が、正当な理由がなく当該協力の求めに応じなかつたときは、同項に定める措置の実施に協力するよう勧告することができる。

第四章 就業制限その他の措置
(検体の採取等)

第十六条の三 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、第十五条第三項第一号に掲げる者に対し同じ号に定める検体を提出し、若しくは当該職員による当該検体の採取に応じるべきことを勧告し、又はその保護者に対し当該検体を提出し、若しくは同号に掲げる者に当該職員による当該検体の採取に応じさせるべきことを勧告することができる。ただし、都道府県知事がその行おうとする勧告に係る当該検体（その行おうとする勧告に係る当該検体から分離された同号に規定する感染症の病原体を含む。以下この項において同じ。）を所持している者からその行おうとする勧告に係る当該検体を入手することがができる。すると認められる場合においては、この限りでない。

十五条第三項第一号に掲げる者に対し同号に定める検体を提出し、若しくは当該職員による当該検体の採取に応じるべきことを勧告し、又はその保護者に対し当該検体を提出し、若しくは同号に掲げる者に当該職員による当該検体の採取に応じるべきことを勧告することができる。ただし、厚生労働大臣がその行おうとする勧告に係る当該検体（その行おうとする勧告に係る当該検体から分離された同号に規定する感染症の病原体を含む。以下この項において同じ。）を所持している者からその行おうとする勧告に係る当該検体を入手することができるとして認められる場合においては、この限りでない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該職員に当該勧告に係る第十五条第三項第一号に掲げる者から検査のため必要な最小限度において、同号に定める検体を採取させることができることを認めた者から検査のため必要な最小限度において、同号に定める検体を採取させることができる。

4 厚生労働大臣は、第二項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該職員に当該勧告に係る第十五条第三項第一号に掲げる者から検査のため必要な最小限度において、同号に定める検体を採取させることができる。

5 都道府県知事は、第一項の規定による検体の提出若しくは採取の勧告をし、又は第三項の規定による検体の採取の措置を実施する場合には、同時に、当該勧告を受け、又は当該措置を実施される者に対し、当該勧告をし、又は当該措置を実施する理由その他の厚生労働省令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、当該事項を書面により通知しないで検体の提出若しくは採取の勧告をし、又は検体の採取の措置を実施すべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

6 都道府県知事は、前項ただし書の場合においては、当該検体の提出若しくは採取の勧告又は検体の採取の措置の後相当の期間内に、当該勧告を受け、又は当該措置を実施された者に対する理由その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

十五条第三項第一号に掲げる者に対し同号に定める検体を提出し、若しくは当該職員による当該検体の採取に応じるべきことを勧告し、又はその保護者に対し当該検体を提出し、若しくは同号に掲げる者に当該職員による当該検体の採取に応じさせるべきことを勧告することができる。ただし、厚生労働大臣がその行おうとする勧告に係る当該検体（その行おうとする勧告に係る当該検体から分離された同号に規定する感染症の病原体を含む。以下この項において同じ。）を所持している者からその行おうとする勧告に係る当該検体を入手することができる。認められる場合においては、この限りでない。

都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該職員に当該勧告に係る第十五条第三項第一号に掲げる者から検査のため必要な最小限度において、同号に定める検体を採取させることができ

る。

8 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の検査の結果その他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に報告しなければならない。

9 厚生労働大臣は、自ら検査を実施する必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第一項の規定により提出を受け、若しくは当該職員が採取した検体又は第三項の規定により当該職員に採取させた検体の一部の提出を求めることができる。

10 都道府県知事は、第一項の規定により検体の提出若しくは採取の勧告をし、第三項の規定により当該職員に検体の採取の措置を実施させ又は第七項の規定により検体の検査を実施するため特に必要があると認めるときは、他の都道府県知事又は厚生労働大臣に対し、感染症試験研究等機関の職員の派遣その他の必要な協力を求めることができる。

11 第五項及び第六項の規定は、厚生労働大臣が第二項の規定により検体の提出若しくは採取の勧告をし、又は第四項の規定により当該職員の検体の採取の措置を実施させる場合について准用する。

(健康診断)

第十七条 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があると認めるとときは、当該感染症にかかると疑つた足りる正当な理由のある者に対し当該感染症にかかるかつていてかどかに医師の健康診断を受け、又はその保護者に対し当該感染症にかかるかつていてかどかに医師の健康診断を受けさせることを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該勧告に係る感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者について、当該職員に健康診断を行わせることができる。

(就業制限)

第十八条 都道府県知事は、一類感染症の患者及び二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者又は無症状原体保有者に係る第十二条第一項の規定による届出を受けた

8 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症、健康診断

9 9 8
都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の検査の結果その他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に報告しなければならない。

10 厚生労働大臣は、自ら検査を実施する必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第一項の規定により提出を受け、若しくは当該職員が採取した検体又は第三項の規定により当該職員に採取させた検体の一部の提出を求めることができる。

11 都道府県知事は、第一項の規定により検体の提出若しくは採取の勧告をし、第三項の規定により当該職員に検体の採取の措置を実施され又は第七項の規定により検体の検査を実施するため特に必要があると認めるときは、他の都道府県知事又は厚生労働大臣に対し、感染症試験研究等機関の職員の派遣その他の必要な協力を求めることができる。

11 第五項及び第六項の規定は、厚生労働大臣が第二項の規定により検体の提出若しくは採取の勧告をし、又は第四項の規定により当該職員に検体の採取の措置を実施させる場合について准用する。

<p>第二十九条 都道府県知事は、一類感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症の患者に対し特定感染症指定医療機関に入院し、若しくは第一種感染症指定医療機関に入院しその他のやむを得ない理由があるときは、特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関に入院されることはその保護者に対し当該患者を入院させることを勧告するべきことを勧告することができる。ただし、緊急の場合は当該患者を入院させるべきことを勧告するこ</p>	<p>六 前項ただし書に規定する場合において、都道府県知事は、速やかに、その通知をした内容について当該感染症診査協議会に報告しなければならない。</p>	<p>五 都道府県知事は、第一項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、当該患者又は無症状病原体保有者の居住地を管轄する保健所について置かれた第二十四条第一項に規定する感染症診査協議会の意見を聴かなければならぬ。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、当該感染症診査協議会の意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。</p>	<p>四 都道府県知事は、前項の規定による確認の求めがあったときは、当該請求に係る第二項の規定の適用を受けている者について、同項の規定の適用に係る感染症の患者若しくは無症状病原体保有者でないかどうか、又は同項に規定する期間を経過しているかどうかの確認をしなければならない。</p>	<p>三 前項の規定の適用を受けている者又はその保護者は、都道府県知事に対し、同項の規定の適用を受けている者について、同項の対象者ではなくなくなったことの確認を求めることができる。</p>	<p>二 前項に規定する患者及び無症状病原体保有者は、当該者又はその保護者が同項の規定による通知を受けた場合には、感染症を公衆にまん延させるおそれがある業務として感染症ごとに厚生労働省令で定める業務に、そのおそれがなくなるまでの期間として感染症ごとに厚生労働省令で定める期間従事してはならない。</p>
--	---	--	---	---	--

十日を超えないもの又はその保護者が、厚生労働大臣に審査請求をしたときは、厚生労働大臣は、当該審査請求に係る入院している患者が同条第二項又は第三項の規定により入院した日から起算して三十五日以内に、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

第二十条第二項若しくは第三項の規定により入院している患者であつて当該入院の期間が三十日を超えないもの又はその保護者が、都道府県知事に審査請求をし、かつ、当該入院している患者の入院の期間が三十日を超えたときは、都道府県知事は、直ちに、事件を厚生労働大臣に移送し、かつ、その旨を審査請求人に通知しなければならない。

前項の規定により事件が移送されたときは、はじめから、厚生労働大臣に審査請求があつたものとみなして、第三項の規定を適用する。

厚生労働大臣が、第一項の裁決又は第三項の裁決（入院の期間が三十日を超える患者に係るものに限る。）をしようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

（準用）

第二十六条 第十九条第三項又は第五項の規定による入院の措置に係る審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十九号）第二章第四節の規定は、適用しない。

同条第四項中「一類感染症の病原体を保有しているかどうか」とあるのは「二類感染症の病原体を保有しているかどうか又は当該感染症の症状が消失したかどうか」と読み替えるほか、これららの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

二第十九条から第二十三条まで、第二十四条の二及び前条の規定は、新型インフルエンザ等感染症の患者について準用する。この場合において、第十九条第一項中「患者に」とあるのは、「患者（新型インフルエンザ等感染症（病状の程度を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）の患者にあつては、当該感染症の病状又は当該感染症にかかった場合の病状の程度が重篤化するおそれを勘案して厚生労働省令で定める者及び当該者以外の者であつて第四十四条の三第二項の規定による協力の求めに応じないものに限る。）に」と、同項及び同条第三項並びに第二十条第一項及び第二項中「特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関」と、第十九条第三項及び第二十条第一項中「特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関」であるのは「特定感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関若しくは第一種協定指定医療機関」と、第二十一条中「移送しなければならない」とあるのは「移送することができる」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。（結核患者に係る入院に関する特例）

2 厚生労働大臣は、一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、第十五条第三項第七号又は第十九号に掲げる者に対し、当該各号に定める検体又は感染症の病原体を提出すべきことと命ずることができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、当該職員に当該命令に係る第十五条第三項第七号又は第十号に掲げる者から検査のため必要な最小限度において、当該各号に定める検体又は感染症の病原体を無償で収去させることができる。

4 厚生労働大臣は、第二項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、当該職員に当該命令に係る第十五条第三項第七号又は第十号に掲げる者から検査のため必要な最小限度において、当該各号に定める検体又は感染症の病原体を無償で収去させることができる。

5 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた検体若しくは感染症の病原体又は第三項の規定により当該職員に収去させた検体若しくは感染症の病原体について検査を実施しなければならなければならぬ。

6 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の検査の結果その他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に報告しなければならない。

7 厚生労働大臣は、自ら検査を実施する必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第一項の規定により提出を受けた検体若しくは感染症の病原体又は第三項の規定により当該職員に収去させた検体若しくは感染症の病原体の一部の提出を求めることができる。

8 都道府県知事は、第一項の規定により検体若しくは感染症の病原体の提出の命令をし、第三項の規定により当該職員に検体若しくは感染症の病原体の収去の措置を実施させ、又は第五項の規定により検体若しくは感染症の病原体の検査を実施するため特に必要があると認めるときは、他の都道府県知事又は厚生労働大臣に對

第二十六条の四 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、第十五条第三項第四号に掲げる者に対し、同号に定める検体を提出し、又は当該職員による当該検体の採取に応ずべきことを命ずることができる。

2 厚生労働大臣は、一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、第十五条第三項第四号に掲げる者に対し、同号に定める検体を提出し、又は当該職員による当該検体の採取に応ずべきことを命ずることができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、当該職員に当該命令に係る第十五条第三項第四号に規定する動物又はその死体から検査のため必要な最小限度において、同号に定める検体を採取させることができる。

4 厚生労働大臣は、第二項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、当該職員に当該命令に係る第十五条第三項第四号に規定する動物又はその死体から検査のため必要な最小限度において、同号に定める検体を採取させることができる。

5 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受け、若しくは当該職員が採取した検体又は第三項の規定により当該職員に採取させた検体について検査を実施しなければならない。

6 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の検査の結果その他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に報告しなければならない。

7 厚生労働大臣は、自ら検査を実施する必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第一項の規定により提出を受け若しくは当該職員が採取した検体又は第三項の規定により当該職員に採取させた検体の一部の提出を求めることができる。

又は第五項の規定により検体の検査を実施するため特に必要があると認めるときは、他の都道府県知事又は厚生労働大臣に対し、感染症試験研究等機関の職員の派遣その他の必要な協力を求めることができる。

(感染症の病原体に汚染された場所の消毒)

第二十七条 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の患者がいる場所又はいた場所、当該感染者若しくはその保護者又はその場所の管理をする者若しくはその代理をする者に対し、消毒すべきことを命ずることができる。

第二十八条 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症又は四類感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該区域の管理をする者に対し、当該ねずみ族、昆虫等を駆除すべきことを命ずることができる。

第二十九条 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症により死亡した者の死体がある場所又はあつた場所その他当該感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所について、当該感染者若しくはその保護者又はその場所の管理をする者若しくはその代理をする者に対し、消毒すべきことを命ずることができる。

第三十条 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止することが困難であると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の患者がいる場所又はいた場所、当該感染症により死亡した者の死体がある場所又はあつた場所その他当該感染症の病原体に汚染された疑いがある場所について、市町村に消毒するよう指示し、又は当該都道府県の職員に消毒させることができるものとする。

第三十一条 都道府県知事は、前項に規定する命令によつては、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止することが困難であると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の患者がいる場所又はいた場所、当該感染症により死亡した者の死体がある場所又はあつた場所その他当該感染症の病原体に汚染された疑いがある場所について、市町村に消毒するよう指示し、又は当該都道府県の職員に消毒させなければならない。

るねずみ族、昆虫等が存在する区域を指定し、当該区域を管轄する市町村に当該ねずみ族、昆虫等を駆除するよう指示し、又は当該都道府県の職員に当該ねずみ族、昆虫等を駆除させることができる。

(物件に係る措置)

第三十二条 都道府県知事は、一類感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある建物について、当該感染症のまん延を防止するため必要があると認める場合であつて、消毒により困難であると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件について、市町村に消毒するよう指示し、又は当該都道府県の職員に消毒、廃棄その他当該感染症の発生を予防し、若しくはそのまん延を防止するため必要な措置をとらせることができる。

第三十三条 都道府県知事は、一類感染症のまん延を防止するため緊急の必要があると認める場合であつて、緊急の必要があると認められるときには、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがあるねずみ族、昆虫等が存する区域を指定し、当該区域の管理をする者は、当該ねずみ族、昆虫等を駆除すべきことを命ずることができる。

第三十四条 第二十六条の三から前条までの規定により実施される措置は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な最小限度のものでなければならない。

時間以内に火葬し、又は埋葬することができる。

(生活の用に供される水の使用制限等)

第三十五条 都道府県知事は、第二十六条の三から第三十三条までに規定する措置を実施するため必要があると認めるときは、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供される水について、その管理者に対し、期間を定めて、その使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命ずることができる。

第三十六条 都道府県知事は、第一項から第三項までの規定は、市町村長が第二十六条の三第二項又は第三十一項第二項に規定する措置を実施するため必要があると認める場合において準用する。

第三十七条 都道府県知事は、第二項の証明書に関する必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(質問及び調査)

第三十五条 都道府県知事は、第二十六条の三から第三十三条までに規定する措置を実施するため必要があると認めるときは、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者がいる場所若しくはいた場所、当該感染症により死亡した者の死体がある場所若しくはあつた場所、当該感染症を人に感染させるおそれがある動物がいる場所若しくはいた場所、当該感染症により死亡した動物の死体がある場所若しくはあつた場所その他当該感染症の病原体に汚染された場所若しくは汚染された疑いがある場所に立ち入り、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者若しくは当該感染症を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の所有者若しくは管理者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。

第三十六条 都道府県知事は、前項の規定は、厚生労働大臣が第二十六条の三第二項若しくは第四項又は第二十六条の四第二項若しくは第四項に規定する措置を実施し、又は当該職員に実施させるため必要があると認める場合について準用する。この場合において、第一項中、「三類感染症、四類感染症若しくは」とあるのは、「若しくは」と読み替えるものとする。

第三十七条 第一項から第三項までの規定は、市町村長が第二十六条の三第二項、第二十八条第二項、第二十九条第二項又は第三十一項第二項に規定する措置を実施するため必要があると認める場合において、当該感染症の患者がいる場所その他当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある死体の移動を制限し、又は禁止することができる。

第三十八条 都道府県知事は、一類感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある死体は、火葬しなければならない。ただし、十分な消毒を行なうことができる。

第三十九条 都道府県知事の許可を受けたときは、埋葬することができる。

又は当該職員に実施させる場合には、その名あて人又はその保護者に対し、当該措置を実施する旨及びその理由その他厚生労働省令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、当該事項を書面により通知しないで措置を実施すべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

都道府県知事は、前項ただし書の場合においては、当該措置を実施した後相当の期間内に、当該措置を実施した旨及びその理由その他同項の厚生労働省令で定める事項を記載した書面を当該措置の名あて人又はその保護者に交付しなければならない。

前二項の規定は、厚生労働大臣が第二十六条の三第二項若しくは第四項又は第二十六条の四第二項若しくは第四項に規定する措置を実施し、又は当該職員に実施させる場合について準用する。

都道府県知事は、第三十二条又は第三十三条に規定する措置を実施し、又は当該職員に実施させる場合には、適当な場所に当該措置を実施する旨及びその理由その他厚生労働省令で定める事項を掲示しなければならない。

第一項及び第二項の規定は、市町村長が当該職員に第二十七条第二項、第二十八条第二項又は第二十九条第二項に規定する措置を実施させる場合について準用する。

機関等」という。）並びに地域医療支援病院（同法第四条第一項の地域医療支援病院をいう。以下同じ。）及び特定機能病院（同法第四条の二第一項の特定機能病院をいう。以下同じ。）の管理者に対し、次に掲げる措置のうち新型インフルエンザ等感染症等公表期間において当該医療機関が講ずべきもの（第一号から第五号までに掲げる措置にあっては、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症又は新感染症若しくは指定感染症若しくは新感染症の所見がある者を入院させ、必要な医療を提供すること。）と。

一 新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者を入院させ、必要な医療を提供すること。

二 新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の疑似患者若しくは当該感染症にかかるつていると疑うに足りる正当な理由のある者又は新感染症にかかるつていると疑われる者若しくは当該新感染症にかかるつていると疑うに足りる正当な理由のある者の診療を行うこと。

三 第四十四条の三の二第一項（第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によつて準用される場合を含む。）又は第五十条の三第一項の厚生労働省令で定める医療を提供すること及び第四十四条の三第二項（第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によつて準用される場合を含む。）又は第五十条の二第二項の規定により新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者の患者に対し、医療を提供すること。

四 第四十四条の四の二第一項に規定する新型インフルエンザ等感染症医療担当従事者、同項に規定する新型インフルエンザ等感染症予防等業務者以外の患者に対し、医療を提供すること。

五 第四十四条の四の二第一項に規定する新医療担当従事者、同項において読み替えて準用する同項に規定する指定感染症予防等業務関係者、第五十一条の二第一項に規定する新

感 染 症 医 療 当 従 働 者 又 は 同 項 に 規 定 す る 新 の 機 関 等 並 び に 地 域 医 療 支 援 病 院 及 び 特 定 機能 病 院 の 管 理 者 は 、 前 項 の 規 定 に よる 通 知 を 受 け た と き は 、 当 該 通 知 に 基 づ く 措 置 を 講 紹 す る こ と 。

六 そ の 他 厚 生 労 働 省 令 で 定 め る 措 置 を 実 施 す る こ と 。

（医療機関の協定の締結等）

第三十六条の三 都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関の管理者と協議し、合意が成立したときは、厚生労働省令で定めることにより、次に掲げる事項をその内容に含む協定（以下「医療措置協定」という。）を締結するものとする。

一 前条第一項各号に掲げる措置のうち新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において当該医療機関が講ずべきもの

二 第五十三条の十六第一項に規定する個人防護具の備蓄の実施について定める場合においては、その内容

三 前二号の措置に要する費用の負担の方法

四 医療措置協定の有効期間

五 医療措置協定に違反した場合の措置

六 その他医療措置協定の実施に關し必要な事項として厚生労働省令で定めるもの

三 都道府県知事は、医療機関の管理者と医療措置協定を締結することについて第一項の規定による協議が調わないときは、医療法第七十二条第一項に規定する都道府県医療審議会の意見をしなければならない。

四 都道府県知事は、医療措置協定を締結したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該医療措置協定の内容を公表するものとする。

前各項に定めるもののほか、医療措置協定の締結に関し必要な事項は、厚生労働省令で定めることとする。

(都道府県知事の指示等)

第三十六条の四 都道府県知事は、公的医療機関等の管理者が、正当な理由がなく、次に掲げる措置を講じていいないと認めるときは、当該管理者に対し、当該措置をとるべきことを指示することができる。

一 第三十六条の二第一項の規定による通知に基づく措置

二 当該公的医療機関等が医療措置協定を締結している場合にあっては、当該医療措置協定に基づく措置

都道府県知事は、医療機関（公的医療機関等）を除く。以下この条において同じ。の管理者が、正当な理由がなく、次に掲げる措置を講じていいないと認めるときは、当該管理者に対し、当該措置をとるべきことを勧告することができる。

一 第三十六条の二第一項の規定による通知に基づく措置

二 当該医療機関が医療措置協定を締結している場合にあっては、当該医療措置協定に基づく措置

都道府県知事は、医療機関の管理者が、正当な理由がなく、前項の規定による勧告に従わない場合において必要があると認めるときは、当該管理者に対し、必要な指示をすることができる。

（医療措置協定に基づく措置の実施の状況の報告等）

第三十六条の五 都道府県知事は、必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、公的医療機関等又は地域医療支援病院若しくは特定機能病院の管理者に対し、次に掲げる事項について報告を求めることができる。

一 第三十六条の二第一項の規定による通知に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る當該医療機関の運営の状況その他の事項

二 当該医療機関が医療措置協定を締結している場合にあっては、当該医療措置協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る當該医療機関の運営の状況その他の事項

(納付の猶予)

第三十六条の二十一 支払基金は、やむを得ない事情により、保険者等が流行初期医療確保拠出金等を納付することが著しく困難であると認められるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該保険者等の申請に基づき、厚生労働大臣の承認を受けて、その納付すべき期限から一年以内の期間を限り、その一部の納付を猶予することができる。

支払基金は、前項の規定による猶予をしたときは、その旨、その猶予に係る流行初期医療確保拠出金等の額、猶予期間その他必要な事項を保拠出金等の額、猶予期間その他必要な事項を保険者等に通知しなければならない。

支払基金は、第一項の規定による猶予をしたときは、その旨、その猶予に係る流行初期医療確保拠出金等につき新たに第三十六条の十九第一項の規定による督促及び同条第三項の規定による徴収の請求をすることができない。(報告の徴収等)

第三十六条の二十二 厚生労働大臣又は都道府県知事は、保険者等に対し、流行初期医療確保拠出金等の額の算定に関する必要があると認めるときは、その業務に関する報告を徴し、又は当該職員に実地にその状況を検査させることができる。

第三十五条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による検査について準用する。

(流行初期医療の確保に要する費用の返納)

第三十六条の二十三 対象医療機関は、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われた日の属する月から第三十六条の九第一項の政令で定める期間が経過する日の属する月までの期間において、流行初期医療確保措置が実施された月における当該対象医療機関の診療報酬及び流行初期医療の確保に要する費用に係る政令で定める収入の合計額が、同項の政令で定める月における当該対象医療機関の診療報酬の額として同項の政令で定めるところにより算定した額を上回った場合には、その差額として政令で定める額(以下この条及び第三十六条の二十五第一項第四号において「返納金」という。)を都道府県に返納しなければならない。

前項の規定により返納金が返納された場合は、都道府県は、当該返納金の合計の八分の三に相当する額を国に返還するとともに、当該返

納金の合計の二分の一に相当する額を第三十六条の十四第一項の規定により保険者等から徴収した流行初期医療確保拠出金の額に応じて保険者等に還付しなければならない。

(業務方法書)

第三十六条の二十四 都道府県知事は、第三十六条の四第一項又は第三項の規定による指示をし

た場合において、これらの指示を受けた対象医療機関の管理者が、正当な理由がなく、これに従わなかつたときは、当該対象医療機関に対して、既に交付した流行初期医療の確保に要する費用の全部又は一部の返還を命ずることができ

(流行初期医療の確保に要する費用の返還)

第三十六条の二十九 都道府県知事は、第三十六条の四第一項又は第三項の規定による指示をし

た場合において、これらの指示を受けた対象医療機関の管理者が、正当な理由がなく、これに従わなかつたときは、文書その他の物件の提出を求めることができる。

(報告等)

第三十六条の二十九 支払基金は、保険者等に対し、毎年度、加入者数その他の厚生労働省令で定める事項に関する報告を求めるほか、第三十六

六条の二十五第一項第一号に掲げる業務に関し

必要があると認めるときは、文書その他の物件の提出を求めることができる。

(区分経理)

第三十六条の二十八 支払基金は、流行初期医療確保措置関係業務に係る経理については、その他の業務に係る経理と区分して、特別の会計を設けて行わなければならない。

(予算等の認可)

第三十六条の二十九 支払基金は、流行初期医療確保措置関係業務に係る経理について、その事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

(財務諸表等)

第三十六条の三十 支払基金は、流行初期医療確保措置関係業務に係り、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(以下「流行初期医療確保措置関係業務」といいう。)を行う。

一 保険者等から流行初期医療確保拠出金等を徴収すること。

二 都道府県に対し、流行初期医療確保交付金を交付すること。

三 第三十六条の九第二項の規定により都道府県知事から委託された流行初期医療確保措置

に係る事務を行うこと。

四 第三十六条の二十三第三項(前項第二項に

おいて準用する場合を含む。)の規定により

支払基金は、前項の規定により財務諸表を厚生労働大臣に提出するときは、厚生労働省令で定めるところにより、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監

行初期医療の確保に要する費用の返還に係る事務を行うこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行ふこと。

六 第一項の規定による債券の債権者は、支払基

金の財産について他の債権者に先立つて自己の

債権の弁済を受ける権利を有する。

七 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特

及び附属明細書並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見書を、主たる事務所に備えて置き、厚生労働省令で定める期間、一般的の閲覧に供しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十六条の三十一 支払基金は、流行初期医療確保措置関係業務に係り、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

支払基金は、流行初期医療確保措置関係業務に係り、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は繰越欠損金として整理しなければならない。

支払基金は、予算をもつて定める金額に限り、第一項の規定による積立金を第三十六条の二十五第一項第二号から第四号までに掲げる業務に要する費用に充てることができる。

(借入金及び債券)

前項の規定による長期借入金は、当該事業

確保措置関係業務に係り、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は債券を発行することができる。

前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

会社法(平成十七年法律第八十六号)第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九十三条の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

第一項、第二項及び第五項から前項までに定めるもののほか、第一項の債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(政府保証)

第三十六条の三十三 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかるわらず、国会の議決を経た金額の範囲内で、支払基金による流行初期医療確保措置関係業務に係る支払基金の運営にかかるわらず、その限度において、同項の規定による支払基金の長期借入金、短期借入金又は債券に係る債務について、必要と認められる期間の範囲において、保証することができる。

(余裕金の運用)

第三十六条の三十四 支払基金は、次の方法によるほか、流行初期医療確保措置関係業務に係る業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他厚生労働大臣が指定する有価証券の保有

二 銀行その他厚生労働大臣が指定する金融機関への預金

三 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。)への金銭信託

第三十六条の三十五 厚生労働大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

一 第三十六条の三十二第一項、第三項ただし書又は第八項の認可をしようとするとき。

二 前条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

(厚生労働省令への委任)

第三十六条の三十六 この節に定めるもののほか、流行初期医療確保措置関係業務に係る支払基金の財務及び会計に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(報告の徴収等)
第三十六条の三十七 厚生労働大臣又は都道府県知事は、支払基金又は第三十六条の二十五第二項(報告の徴収等)の規定により委託を受けた銀行又は信託会社に委託するこ

項の規定による委託を受けた者(以下この項及び第七十七条第一項において「受託者」といいう。)について、流行初期医療確保措置関係業務に關し必要があると認めるときは、その業務又は財産の状況に關する報告を徵し、又は当該職員に實地にその状況を検査させることができるもの。ただし、受託者に対しては、当該受託業務の範囲内に限る。

第三十五条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による検査について準用する。

第三十六条の三十三 都道府県知事は、支払基金につき流行初期医療確保措置関係業務に係る扶養義務者が前項の費用の全部又は一部を負担することができる認めたときは、同項の規定にかかるわらず、その限度において、同項の規定による負担をすることを要しない。

第三十六条の三十九 都道府県は、前項に定めるもののほか、都道府県知事が第二十六条第二項において読み替えられた規定による第十九条若しくは第二十条又は第四十六条の規定により入院の勧告又は入院の措置を実施した場合において、当該入院に係る患者が第四十四条の三第二項又は第五十条の二第二項の規定による協力の求めに応じない者であるときは、第一項の規定にかかるわらず、同項の規定による負担の全部又は一部をすることを要しない。ただし、当該患者若しくはその配偶者又は民法第八百七十七条第一項に定める扶養義務者が第一項の費用の全部又は一部を負担することができないと認められるときは、この限りでない。

第三十六条の三十九 第一項の申請は、当該患者の居住地を管轄する保健所長を経由して都道府県知事に對してしなければならない。

第三十七条の二 都道府県は、結核の適正な医療を普及するため、その区域内に居住する結核患者又はその保護者から申請があったときは、当該結核患者が結核指定医療機関において厚生労働省令で定める医療を受けるために必要な費用の百分の九十五に相当する額を負担することができる。

第三十七条の三 前項の申請は、当該結核患者の居住地を管轄する保健所長を經由して都道府県知事に對してしなければならない。

第三十七条の四 第一種感染症指定医療機関は、第三十七条第一項各号に掲げる医療のうち一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者に係る医療に係る指導に従わなければならぬ。

第三十七条の五 第二種感染症指定医療機関は、第三十七条第一項各号に掲げる医療のうち二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者に係る医療に係る指導に従わなければならぬ。

第三十七条の六 第二種感染症指定医療機関は、第三十七条第一項各号に掲げる医療のうち新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症の患者並びに新感染症の所見がある者に係る医療について、厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が行う指導に従わなければならぬ。

第三十七条の七 第一種協定指定医療機関は、第三十七条第一項各号に掲げる医療のうち新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症の患者並びに新感染症の所見がある者に係る医療について、厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が行う指導に従わなければならぬ。

第三十七条の八 第二種協定指定医療機関は、第四十四条の二第一項(第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。)又は第五十条の三第一項の厚生労働省令で定める

おいて受ける次に掲げる医療に要する費用を負担する。

第三十八条 特定感染症指定医療機関の指定は、その開設者の同意を得て、当該病院の所在地を管轄する都道府県知事と協議した上、厚生労働大臣が行うものとする。

(感染症指定医療機関)
第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関、第一種協定指定医療機関、第二種協定指定医療機関及び結核指定医療機関の指定は、厚生労働大臣の定める基準に適合する病院(第一種協定指定医療機関にあっては病院又は診療所、第二種協定指定医療機関及び結核指定医療機関にあっては病院若しくは診療所又は薬局)について、その開設者の同意を得て、都道府県知事が行うものとする。

第三十九条 病院への入院及びその療養に伴う世話をその他看護

第三十九条 医学的処置、手術及びその他の治療

第三十九条 薬剤又は治療材料の支給

第三十九条 都道府県は、前項に規定する患者若しくは配偶者又は民法第八百七十七条第一項に定める扶養義務者が前項の費用の全部又は一部を負担することができる認めたときは、同項の規定にかかるわらず、その限度において、同項の規定による負担をすることを要しない。

第三十九条 都道府県は、前項に定めるもののほか、都道府県知事が第二十六条第二項において読み替えられた規定による第十九条若しくは第二十条又は第四十六条の規定により負担をすることを要しない。

医療について、厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が行う指導に従わなければならぬ。

9 結核指定医療機関は、前条第一項に規定する医療について、厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が行う指導に従わなければならぬ。

10 感染症指定医療機関は、その指定を辞退しようとするとときは、辞退の日の一年前（結核指定医療機関にあつては、三十日前）までに、特定感染症指定医療機関については厚生労働大臣に、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関、第一種協定指定医療機関、第二種協定指定医療機関及び結核指定医療機関については都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

11 感染症指定医療機関が、第三項から第九項までの規定に違反したとき、その他前二条に規定する医療を行つて不適当であると認められるに至つたときは、特定感染症指定医療機関については厚生労働大臣、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関については都道府県知事は、その指定を取り消すことができる。（他の法律による医療に関する給付との調整）

12 第三十九条 第三十七条第一項又は第三十七条の二第一項の規定により費用の負担を受ける感染症の患者（新感染症の所見がある者を除く）が、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、国民健康保険法、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、労働者災害補償保険法（昭和十二年法律第五十号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百一十八号）。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二条）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和三十九年法律第二百二十三号）の規定により医療に関する給付を受けることができる者であるときは、都道府県は、その限度において、第三十七条第一項又は第三十七条の二第一項の規定による負担をすることを要しない。

13 第三十七条第一項又は第三十七条の二第一項の規定は、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十六号）の規定により医療を受けることができる結核患者については、適用しない。

3 第三十七条第一項又は第三十七条の二第一項の規定による費用の負担を受ける結核患者が、より都道府県知事が行う指導に従わなければならぬ。

4 感染症指定医療機関は、当該患者について都道府県が費用の負担をする限度において、同法の規定による療育の給付を受けることができる。

5 診療報酬の請求、審査及び支払）

6 都道府県は、前項の費用を当該感染症指定医療機関に支払わなければならない。

7 都道府県知事は、感染症指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を隨時審査し、かつ、感染症指定医療機関が第一項の規定によつて請求することができる診療報酬の額を決定することができる。

8 都道府県知事は、第三項の規定により診療報酬の額を決定するに当つては、社会保険診療報酬支払基金法に定める審査委員会、国民健康保険法に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他の政令で定める医療に関する審査機関の意見を聽かなければならない。

9 都道府県は、感染症指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を、支払基金、国保連合会その他厚生労働省令で定める者に委託することができる。

10 第三項の規定による診療報酬の額の決定については、審査請求をすることができない。

11 第四十二条（診療報酬の基準）

する場合を含む。以下この項において同じ。）若しくは第四十六条の規定により感染症指定医療機関以外の病院若しくは診療所に入院した患者（新感染症の所見がある者を含む。以下この項において同じ。）が、当該病院若しくは診療所から第三十七条第一項各号に掲げる医療を受けた場合又はその区域内に居住する結核患者（第十二条第一項において読み替えて準用する第十九条又は第二十条の規定により入院した患者を除く。以下この項において同じ。）が、緊急その他やむを得ない理由により、結核指定医療機関以外の病院若しくは診療所若しくは薬局から第三十七条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める医療を受けた場合においては、その医療に要した費用につき、当該患者又はその保護者の申請により、第三十七条第一項又は第三十七条の二第一項の規定によつて負担する額の例により算定した額の療養費を支給することができる。第十九条若しくは第二十条若しくは第四十六条の規定により感染症指定医療機関から第三十七条第一項各号に掲げる医療を受けた場合又はその区域内に居住する結核患者が結核指定医療機関から第三十七条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める医療を受けた場合において、当該医療が緊急その他やむを得ない理由により第三十七条第一項又は第三十七条の二第一項の申請をしないで行われたものであるときも、同様とする。

12 第三十七条第四項の規定は、前項の申請について準用する。

13 第三十七条第四項の規定は、前項の申請について準用する。

14 第四十四条（厚生労働省令への委任）

15 第七章（新型インフルエンザ等感染症の発生及び実施する措置等に関する情報の公表）

16 第四十四条の二 厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等感染症が発生したと認めたときは、速やかに、その旨及び発生した地域を公表するとともに、当該感染症について、第十六条第一項の規定による情報を公表を行うほか、病原体の検査方法、症状、診断及び治療並びに感染の防止の方法、この法律の規定により実施する措置その他の当該感染症の発生の予防又はそのまん延の防止に必要な情報を新聞、放送、インターネットその他その他の適切な方法により逐次公表しなければならない。

17 第四十三条（都道府県知事（特定感染症指定医療機関における報告の請求及び検査））

18 第四十四条の三 都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があると認めるとときは、厚生労働大臣は、第一項の規定により情報を公表した感染症について、国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得したこと等により新型インフルエンザ等感染症と認められなくなつたときは、速やかに、その旨を公表しなければならない。

19 第四十四条（感染を防止するための報告又は協力）

20 第四十四条の三 都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があると認めるとときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症にかかるないと疑うに足りる正当な理由のある者に対し、当該感染症の潜伏期間を考慮して定めた期間内において

子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を検査させることができる。

21 感染症指定医療機関が、正当な理由がなく、前項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、都道府県知事は、当該感染症指定医療機関に対する診療報酬の支払を一時差し止めることができる。

22 第四十四条（厚生労働省令への委任）

23 第四十四条の二 厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等感染症の発生及び実施する措置等に関する情報の公表）

24 第四十四条の三 都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があると認めるとときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症にかかるないと疑うに足りる正当な理由のある者に対し、当該感染症の潜伏期間を考慮して定めた期間内において

2 都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症（病状の程度を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。次条第一項において同じ。）のまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の患者に対し、当該感染症の病原体を保有していないことが確認されるまでの間、当該者の体温その他健康状態について報告を求め、又は宿泊施設（当該感染症のまん延を防止するため適當なものとして厚生労働省令で定める基準を満たすものに限る。第十一項及び同条第一項において同じ。）若しくは当該者の居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求めることができる。

3 前二項の規定により報告を求められた者は、正當な理由がある場合を除き、これに応じなければならず、前二項の規定により協力を求められた者は、これに応するよう努めなければならない。

4 都道府県知事は、第一項の規定による報告の求めについて、当該都道府県知事が適當と認める者に対し、その実施を委託することができる。

5 都道府県知事は、第二項の規定による報告の求めについて、第二種協定指定医療機関（第三十六条の二第一項の規定による通知（同項第三号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）又は医療措置協定（同号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）に基づく措置を講ずる医療機関に限る。）その他当該都道府県知事が適當と認める者に対し、その実施を委託することができる。

6 前二項の規定により委託を受けた者は、第一項又は第二項の規定による報告の内容を当該委託をした都道府県知事に報告しなければならない。

7 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定により協力を求めるときは、必要に応じ、食事の提供、日用品の支給その他日常生活を営むため必要なサービスの提供又は物品の支給（次項において「食事の提供等」という。）に努めなければならない。

8 都道府県知事は、前項の規定により、必要な食事の提供等を行った場合は、当該食事の提供等を受けた者又はその保護者から、当該食事の提供等に要した実費を徴収することができる。

9 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定により、報告又は協力を求めるときは、必要に応じ、市町村長に対し協力を求めるものとする。

10 市町村長は、前項の規定による協力の求めに応ずるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事に対し、新型インフルエンザ等感染症にかかるいると疑うに足りる正当な理由のある者又は第二項に規定する新型インフルエンザ等感染症の患者に関する情報その他の情報を提供を求めることができる。

11 都道府県知事は、第二項の規定により協力を求めるとときは、当該都道府県知事が管轄する区域内における同項に規定する新型インフルエンザ等感染症の患者の病状、数その他当該感染症の発生及びまん延の状況を勘案して、必要な宿泊施設の確保に努めなければならない。

(新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者の医療)

第四十四条の三の二 都道府県は、厚生労働省令で定める場合を除き、その区域内に居住する前条第二項の規定により宿泊施設若しくは居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことの協力を求められた新型インフルエンザ等感染症の患者(以下「新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者」という。)又はその保護者から申請があつたときは、当該新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者が第二种協定指定医療機関から受ける厚生労働省令で定める医療に要する費用を負担する。

2 第三十七条第二項の規定は前項の負担について、同条第四項の規定は前項の申請について、第三十九条から第四十一条まで及び第四十三条の規定は同項の場合について、それぞれ準用する。

(新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者の緊急時等の医療に係る特例)

第四十四条の三の三 都道府県は、厚生労働省令で定める場合を除き、その区域内に居住する新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者が、緊急その他やむを得ない理由により、第二种協定指定医療機関以外の病院若しくは診療所又は薬局から前条第一項の厚生労働省令で定める医療を受けた場合においては、その医療に要した

費用につき、当該新型インフルエンザ等感染症
外出自粛対象者又はその保護者の申請により
同項の規定によつて負担する額の例により算定
した額の療養費を支給することができる。当該医
療が緊急その他やむを得ない理由により同項の
申請をしていないで行われたものであるときも、同
様とする。

第三十七条第四項の規定は、前項の申請に(つ)
いて準用する。

第一項の療養費は、当該新型インフルエンザ等
感染症外出自粛対象者が当該医療を受けた当
時それが必要であったと認められる場合に限り、
支給するものとする。

(厚生労働省令への委任)

第四十四条の三の四 前二条に規定するもののほか、第四十四条の三の二第一項の申請の手続その他この章で規定する費用の負担に関する必要な事項は、厚生労働省令で定める。
(新型インフルエンザ等感染症に係る検体の提出要請等)

第四十四条の三の五 厚生労働大臣は、第四十四条の二第一項の規定による公表を行つたときから同条第三項の規定による公表を行つたまでの間に、新型インフルエンザ等感染症の性質及び該感染症にかかる場合の病状の程度に係る情報その他の必要な情報を収集するため必要があると認めるときは、感染症指定医療機関の管理者その他厚生労働省令で定める者に対し、当該感染症の患者の検体又は当該感染症の病原体の全部又は一部の提出を要請することができる。

厚生労働大臣は、前項の規定による要請をしてときは、その旨を当該要請を受けた者の所在地を管轄する都道府県知事(その所在地が保健所設置市等の区域内にある場合にあつては、その所在地を管轄する保健所設置市等の長。次項及び第五項において同じ)に通知するものとする。

第一項の規定による要請を受けた者は、同項の検体又は病原体の全部又は一部を所持している又は所持することとなつたときは、直ちに都道府県知事にこれを提出しなければならぬ。い。

第二項に規定する都道府県知事は、前項の規定により検体又は病原体の提出を受けたときは、同項の規定によつて負担する額の例により算定して

症	定	該	の	當	四	提	要	う	間	
は、直ちに、厚生労働省令で定めるところにより、当該検体又は病原体について検査を実施し、その結果を、電磁的方法により厚生労働大臣（保健所設置市等の長にあつては、厚生労働大臣及び当該保健所設置市等の区域を管轄する都道府県知事）に報告しなければならない。	5	あると認めるときは、都道府県知事に対し、第三項の規定による要請に応じない者について準用する。この場合において、同条第一項中「一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症」とあるのは「新型インフルエンザ等感染症」と、同項及び同条第三項中「当該各号に定める検体又は感染症」とあるのは「新型インフルエンザ等感染症の患者の検体又は新型インフルエンザ等感染症」と読み替えるものとする。	6	第一項の規定による要請に応じない者について準用する。この場合において、同条第一項中「一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症」とあるのは「新型インフルエンザ等感染症」と、同項及び同条第三項中「当該各号に定める検体又は感染症」とあるのは「新型インフルエンザ等感染症の患者の検体又は新型インフルエンザ等感染症」と読み替えるものとする。	7	（新型インフルエンザ等感染症の患者の退院等の届出）	8	厚生労働省令で定める感染症指定医療機関の医師は、第二十六条第二項において読み替えて準用する第十九条又は第二十条の規定により入院している新型インフルエンザ等感染症の患者が退院し、又は死亡したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該患者について厚生労働省令で定める事項を、電磁的方法により当該感染症指定医療機関の所在地を管轄する都道府県知事及び厚生労働大臣（その所在地が保健所設置市等の区域内にある場合にはあつては、その所在地を管轄する保健所設置市等の長、都道府県知事及び厚生労働大臣）に届け出なければならない。	9	（建物に係る措置等の規定の適用）
第四十四条の三の六	国は、新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため、特に必要があると認められる場合は、二年以内の政令で定める期間に限り、政令で定めるところにより、当該感染症を一類感染症とみなしして、第二十八条及び第三十一条から第三十六条まで、第十三章及び第十四章の規定（第二十八条又は第三十一条から第三十三条までの規定により実施される措置に係る部分に限る。）の全部又は一部を適用することができます。	10	前項の政令で定められた期間は、当該感染症について同項の政令により適用することとされ	11	る。					

又はそのまん延の防止に必要な情報を新聞、放送、インターネットその他適切な方法により逐次公表しなければならない。

前項の規定による情報の公表を行うに当たつては、個人情報の保護に留意しなければならない。

厚生労働大臣は、第一項の規定により情報を公表した指定感染症について、国民の大部分が当該指定感染症に対する免疫を獲得したこと等により全国的かつ急速なまん延のおそれがないと認めたときは、速やかに、その旨を公示しなければならない。

(指定感染症に対するこの法律の準用)

第四十四条の八 第四十四条の四の二から第四十四条の五までの規定は、指定感染症(前条第一項の規定による公表が行われるものに限る)について準用する。この場合において、第四十条の四の二第一項から第三項まで、第五項及び第六項並びに第四十四条の五第一項中「第四十四条の二第一項」とあるのは「第四十四条の二第一項」と、第四十四条の四の二及び第四十条の四の三中「新型インフルエンザ等感染症医療担当従事者」とあるのは「指定感染症医療担当従事者」と、「新型インフルエンザ等感染症予防等業務関係者」とあるのは「指定感染症予防等業務関係者」と、第四十四条の五第一項中「確保又は第二十六条第二項において読み替えて準用する第二十二条の規定による移送」とあるのは「確保」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四十四条の九 指定感染症については、一年以内の政令で定める期間に限り、政令で定めるところにより第八条・第三章から前章(第四十四条の二及び第四十四条の四の二から第四十四条の五までを除く)まで、第十章、第十三章及び第十四章の規定の全部又は一部を準用する。

前項の政令で定められた期間は、当該政令で定められた疾病について同項の政令により準用されることとされた規定を当該期間の経過後なお準用することと必要であると認められる場合は、一年以内の政令で定める期間に限り延長することができる。

厚生労働大臣は、前二項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聽かなければならぬ。

第八章 新感染症

(新感染症の発生及び実施する措置等に関する情報の公表)

第四十四条の十 厚生労働大臣は、新感染症が発生したと認めたときは、速やかに、その旨及び

発生した地域を公表するとともに、当該新感染症について、第十六条第一項の規定による情報の公表を行うほか、病原体の検査方法、症状、診断及び治療並びに感染の防止の方針、この法律の規定により実施する措置その他の当該新感染症の発生の予防又はそのまん延の防止に必要な情報を新聞放送、インターネットその他適切な方法により逐次公表しなければならない。

前項の規定による情報の公表を行うに当たつては、個人情報の保護に留意しなければならない。

(新感染症に係る検体の採取等)

第四十四条の十一 都道府県知事は、新感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、第十五条第三項第三号に掲げる者に対し同号に定める検体を提出し、若しくは当該職員による当該検体の採取に応じさせるべきことを勧告することができる。ただし、都道府県知事がその行おうにより、前項の検査の結果その他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に報告しなければならない。

都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の検査の結果その他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に報告しなければならない。

都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の検査の結果その他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に報告しなければならない。

(新感染症の所見がある者の入院)

第四十六条 都道府県知事は、新感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、新感染症の所見がある者(新感染症(病状の程度が重篤化するおそれを勘察して厚生労働省令で定める者及び当該者以外の者であつて第五十二条第二項の規定による協力の求めに応じないものに限る)に対し十日以内の期間を定めて特定感染症指定医療機関若しくは第一種協定指定医療機関に入院し、又はその保護者に対し当該新感染症の所見がある者をこれらの医療機関に入院させるべきことを勧告することができる。

ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、特定感染症指定医療機関及び第一種協定指定医療機関以外の病院又は診療所であつて当該都道府県知事が適当と認めるものに入院され、又は当該新感染症の所見がある者を入院させるべきことを勧告することができる。

都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、十日以内の期間を定めて、当該勧告に係る新感染症の所見がある者を特定感染症指定医療機関又は第一種協定指定医療機関(同項ただし書の規定により当該職員に検体の採取の措置を実施させる場合について準用する)。

第十六条の三第五項及び第六項の規定は、厚生労働大臣が第二項の規定により検体の提出若しくは採取の勧告をし、又は第三項の規定により当該職員に検体の採取の措置を実施させる場合について準用する。

第十六条の三第五項及び第六項の規定は、厚生労働大臣が第二項の規定により検体の提出若しくは採取の勧告をし、又は第四項の規定により当該職員に検体の採取の措置を実施させる場合について準用する。

(新感染症に係る健康診断)

第四十五条 都道府県知事は、新感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該新感染症にかかると疑うに足りる正当な理由のある者に対し当該新感染症にかかると疑うに足りる正当な理由のある者に健康

受けた者が当該勧告に従わないときは、当該職員に当該勧告に係る第十五条第三項第三号に掲げる者から検査のため必要な最小限度において、同号に定める検体を採取させることができるものに従わないと疑うに足りる正当な理由のある者について、当該職員に健康診断を行わせることができる。

第十六条の三第五項及び第六項の規定は、都道府県知事が第一項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該勧告に係る新感染症にかかると疑うに足りる正当な理由のある者について、当該職員に健康診断を行わせることができる。

都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、十日以内の期間を定めて、当該勧告に係る新感染症の所見がある者を特定感染症指定医療機関又は第一種協定指定医療機関(同項ただし書の規定により当該職員に検体の採取の措置を実施させる場合について準用する)。

都道府県知事は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、前二項の規定により入院して診療所であつて当該都道府県知事が適当と認めるものに入院させることができる。

都道府県知事は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、前二項の規定により入院して診療所であつて当該都道府県知事が適当と認めるものに入院させることができる。

都道府県知事は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、前二項の規定により入院して診療所であつて当該都道府県知事が適当と認めるものに入院させることができる。

院していいる病院又は診療所以外の病院又は診療院により入院したときから起算して十日以内の期間を定めて、当該新感染症の所見がある者が入院していいる病院又は診療所以外の病院又は診療院により当該新感染症にかかると疑うに足りる正当な理由のある者に対し当該新感染症にかかると疑うに足りる正当な理由のある者に健康

者」と、同項中「同項」とあるのは「第五十条の二」第二項」と、「当該感染症」とあるのは「当該新感染症」とあるのは「同項に規定する宿泊施設」と読み替えるものとする。

(新感染症外出自肃対象者の医療)

第五十条の三 都道府県は、厚生労働省令で定める場合を除き、その区域内に居住する前条第二項の規定により宿泊施設若しくは居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことの協力を求められた新感染症の所見がある者(以下「新感染症外出自肃対象者」という。)又はその保護者から申請があつたときは、当該新感染症外出自肃対象者が第一種協定指定医療機関から受けた厚生労働省令で定める医療に要する費用を負担する。

第三十七条第二項の規定は前項の負担について、同条第四項の規定は前項の申請について、第四十条、第四十一条及び第四十三条の規定は同項の場合について、それぞれ準用する。

都道府県は、厚生労働省令で定める場合を除き、その区域内に居住する新感染症外出自肃対象者が、緊急その他やむを得ない理由により、第二種協定指定医療機関以外の病院若しくは診療所又は薬局から前条第一項の厚生労働省令で定める医療を受けた場合においては、その医療に要した費用につき、当該新感染症外出自肃対象者はその保護者の申請により、同項の規定によつて負担する額の例により算定した額の療養費を支給することができる。

当該新感染症外出自肃対象者が第一種協定指定医療機関から同項の厚生労働省令で定める医療を受けた場合において、当該医療が緊急その他やむを得ない理由により同項の申請をしないで行われたものであるときも、同様とする。

第三十七条第四項の規定は、前項の申請について準用する。

第一項の療養費は、当該新感染症外出自肃対象者が当該医療を受けた当時それが必要であつたと認められる場合に限り、支給するものとする。

(厚生労働省令への委任)

第五十条の五 前二条に規定するもののほか、第五十条の三第一項の申請の手続その他この章で規定する費用の負担に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(新感染症の所見がある者の退院等の届出)

第五十条の七 厚生労働省令で定める感染症指定医療機関の医師は、第四十六条の規定により入院していいる新感染症に係る他の医療関係者(新感染症医疗院していいる新感染症の所見がある者が退院し、又は死亡したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該者について厚生労働省令で定める事項を、電磁的方法により当該新感染症指定の検体又は当該新感染症の病原体の全部又は一部の提出を要請することができる。

第五十条の六 厚生労働大臣は、第四十四条の十第一項の規定による公表を行つたときから第五十三条第十一項の政令が廃止されるまでの間、新感染症の性質及び当該新感染症にかかつた場合の病状の程度に係る情報その他の必要な情報を収集するため必要があると認めるときは、感染症指定医療機関の管理者その他厚生労働省令で定める者に対し、当該新感染症の所見がある者の検体又は当該新感染症の病原体の全部又は一部の提出を要請することができる。

第五十一条 都道府県知事は、第四十四条の十一項、第四十五条第一項、第四十六条第一項、第三項若しくは第四項、第四十七条第一項、第五十二条第一項若しくは第四項に規定する措置又は第五十条第一項の規定により第二十六条の三第一項、第二十六条の四第一項、第二十七條から第三十三条まで若しくは第三十五条第一項に規定する措置を実施し、又は当該職員に実施させようとする場合には、あらかじめ、当該措置の内容及び当該措置を実施する時期その他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に通報し、厚生労働大臣と密接な連携を図った上で当該措置を講じなければならない。

厚生労働大臣は、前項の規定による通報を受けたときは、第四十四条の十一から第四十八条まで及び第五十条第一項に規定する措置を適正なものとするため、当該都道府県知事に対しても技術的な指導及び助言をしなければならない。

厚生労働大臣は、自ら検査を実施する必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第一項の規定により提出を受けた検体又は病原体の全部又は一部の提出を求めることができる。

都道府県知事は、前項の規定により都道府県に含むものに限る。)を締結した医療機関が行う当該医療措置協定に基づく措置をその内容に含むものに限る。)に基づく措置及び医療措置協定(同号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。)を締結した医療機関が行う当該医療措置協定に基づく措置が適切に講じられてもなお新感染症医療担当従事者の確保が困難であり、当該都道府県における医療の提供に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認める。

一 当該都道府県において、第三十六条の二第二項の規定による通知(同項第五号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。)に基づく措置及び医療措置協定(同号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。)を締結した医療機関が行う当該医療措置協定に基づく措置が適切に講じられてもなお新感染症医療担当従事者の確保が困難であり、当該都道府県における医療の提供に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認める。

二 新感染症の発生の状況及び動向その他の事情による他の都道府県における医療の需給に比して、当該都道府県における医療の需給がひつ迫し、又はひつ迫するおそれがあると認めること。

三 前項の規定による求めのみによつては新感染症医療担当従事者の確保に係る他の都道府県知事による応援が円滑に実施されないと認めること。

四 その他厚生労働省令で定める基準を満たしていること。

前項の規定によるほか、都道府県知事は、第四十四条の十第一項の規定による公表が行われたときから第五十三条第一項の政令が廃止されるまでの間、新感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため特に必要があると認めること。

四十一条の十第一項の規定による求めのみによつては新感染症予防等業務関係者の確保に係る他の都道府県知事による応援が円滑に実施されないと認めるときは、厚生労働大臣に対し、新感染症予防等業務関係者の確保に係る他の都道府県知事による応援について調整を行うよう求めることができる。

四 都道府県知事は、第四十四条の十第一項の規定による公表を行つたときから第五十三条第一項の政令が廃止されるまでの間、当該都道府県知事の行う新感染症の所見がある者に対する医療を担当する医師・看護師その他他の医療従事者(以下この条及び次条において「新感染症医療担当従事者」という。)又は当該都道府県知事の行う当該新感染症の発生を予防し、及びそのまん延を防止するため特に必要があると認めること。

五 都道府県知事は、前二項の規定により都道府県知事から応援の調整の求めがあつた場合にお

いて、全国的な新感染症の発生の状況及び動向その他の事情並びに第三十六条の五第四項の規定による報告の内容その他の事項を総合的に勘定し特に必要があると認めるときは、当該都道府県知事以外の都道府県知事に対し、当該都道府県知事の行う新感染症医療担当従事者又は新感染症予防等業務関係者の確保に係る応援を求めることができる。

る人材の確保又は第四十七条の規定による移送を行う必要がある場合その他当該新感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、都道府県知事又は医療機関その他の関係者に対し、都道府県知事又は医療機関その他の間係者が実施する当該新感染症のまん延を防止するため必要な措置に関する総合調整を行うものとする。

かじめ、厚生科学審議会の意見を聴かなければ
ならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

前項ただし書に規定する場合において、厚生労働大臣は、速やかに、その指示した措置にのいて厚生科学審議会に報告しなければならぬ。

第九章 結核

(定期の健康診断)

第九章 結核

5 前項の規定によるほか、厚生労働大臣は、第四十四条の十第一項の規定による公表を行ったときから第五十三条第一項の政令が廃止されるまでの間、全国的な新感染症の発生の状況及び動向その他の事情を総合的に勘案し、新感染症のまん延を防止するため、広域的な人材の確保に係る応援の調整の緊急の必要があると認めるときは、第二項又は第三項の規定による応援の調整の求めがない場合であっても、都道府県知事に対し、新感染症医療担当従事者又は新感染症予防等業務関係者の確保に係る応援を求めることがができる。

6 厚生労働大臣は、第四十四条の十第一項の規定による公表を行ったときから第五十三条第二項の政令が廃止されるまでの間、全国的な新感染症の発生の状況及び動向その他の事情を総合的に勘案し、新感染症のまん延を防止するため、その事態に照らし、広域的な人材の確保に係る応援について特に緊急の必要があると認めるとときは、公的医療機関等その他厚生労働省令で定める医療機関に対し、厚生労働省令で定めることにより新感染症医療担当従事者又は新感染症予防等業務関係者の確保に係る応援を求めるときは、新感染症予防等業務関係者の確保に係る応援を拒んではならない。

(他の都道府県知事等の応援を受けた場合の応援に要する費用の負担)

第五十一条の三 前条の規定により他の都道府県知事又は公的医療機関等その他第六項の厚生労働省令で定める医療機関による新感染症医療担当従事者又は新感染症予防等業務関係者の確保に係る応援を受けた都道府県は、当該応援に要した費用を負担しなければならない。

(厚生労働大臣による総合調整)

第五十一条の四 厚生労働大臣は、第四十四条の十第一項の規定による公表を行ったときから第五十三条第一項の政令が廃止されるまでの間、都道府県の区域を越えて新感染症の予防に関する

都道府県知事は、必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、当該都道府県知事及び他の都道府県知事又は医療機関その他の関係者について、前項の規定による総合調整を行なうよう要請することができる。(この場合において、厚生労働大臣は、必要があると認めるとときは、同項の規定による総合調整を行なわなければならない。)

4 第四十四条の五第三項から第五項までの規定は、第一項の規定による総合調整について準用する。

5 厚生労働大臣は、第一項の規定による総合調整を行おうとするときは、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

6 前項ただし書に規定する場合において、厚生労働大臣は、速やかに、その行つた総合調整について厚生科学審議会に報告しなければならない。

(厚生労働大臣の指示)

第五十一条の五 厚生労働大臣は、新感染症の発生を予防し、若しくはそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるとき、又は都道府県知事がこの章の規定に違反し、若しくはこの章の規定に基づく事務の管理若しくは執行を怠つている場合において、新感染症の発生を予防し、若しくはその全国的かつ急速なまん延を防止するため特に必要があると認めるときは、当該都道府県知事に対し、第四十四条の十一第一項、第四十五条第一項、第四十六条第一項、第四十七条第一項若しくは第四項、第四十八条第一項若しくは第四項、第五十条第一項又は第五十条の二第一項若しくは第二項の規定により都道府県知事が行う事務に関し必要な指示をすることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により都道府県知事に対して指示をしようとするときは、あら

(新感染症に係る経過の報告)
第五十二条 都道府県知事は、第四十四条の十二第一項若しくは第三項若しくは第四十五条から第四十八条までに規定する措置若しくは第五十一条第一項の規定により第二十六条の三第一項若しくは第三項、第二十六条の四第一項若しくは第五十一条第三項、第二十七条から第三十三条まで若しくは第三十五条第一項に規定する措置を実施し、若しくは当該職員に実施させた場合又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定による事務を行つた場合は、その内容及びその後の経過を逐次厚生労働大臣に報告しなければならない。
前項の規定は、市町村長が、第五十条第十項に規定する措置を当該職員に実施させた場合について準用する。

町村長の行う健康診断を受けなければならぬ。前項の規定により健康診断を受けるべき者は、十六歳未満の者又は成年被後見人であるときは、その保護者において、その者に健康診断を受けさせるために必要な措置を講じなければならない。

(他で受けた健康診断)
定期の健康診断を受けるべき者が、健康診断を受けるべき期日又は期間満了前月以内に第五十三条の九の技術的基準に適合する健康診断を受け、かつ、当該期日又は期間満了の日までに医師の診断書その他その健康診断の内容を證明する文書を当該健康診断の実施者に提出したときは、定期の健康診断を受けたものとみなす。

(定期の健康診断を受けなかつた者)
第五十三条の五 疾病その他やむを得ない事故のため定期の健康診断を受けることができなかつた者は、その事故が二月以内に消滅したときは、その事故の消滅後一月以内に、健康診断を受け、かつ、その健康診断の内容を記載した医師の診断書その他その健康診断の内容を證明する文書を当該健康診断の実施者に提出しなければならない。

(定期の健康診断に関する記録)

第五十三条の六 定期の健康診断の実施者 (以下この章において「健康診断実施者」という。)は、定期の健康診断を行い、又は前二条の規定による診断書その他の文書の提出を受けたときは、遅滞なく、健康診断に関する記録を作成し、かつ、これを保存しなければならない。

2 健康診断実施者は、定期の健康診断を受けた者から前項の規定により作成された記録の開示を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(通報又は報告)

第五十三条の七 健康診断実施者は、定期の健康診断を行つたときは、その健康診断(第五十三条の四又は第五十三条の五の規定による診断書その他の文書の提出を受けた健康診断を含む)を経由して、都道府県知事に通報又は報告しなければならない。

保健所長(その場所が保健所設置市等の区域内であるときは、保健所長及び保健所設置市等の長)を経由して、都道府県知事に通報又は報告しなければならない。

2 前項の規定は、他の法律又はこれに基づく命令若しくは規則の規定による健康診断実施者が、第五十三条の二第四項の規定により同一条第一項の規定による健康診断とみなされる健康診断を行つた場合について准用する。

第五十三条の八 保健所長は、第五十三条の二第二項の規定により、事業者の行う事業において業務に従事する者で労働安全衛生法の適用を受けるものに關し、当該事業者に対して指示をするに當たつては、あらかじめ、当該事業の所在地を管轄する労働基準監督署長と協議しなければならない。

第五十三条の九 保健所長は、結核登録票に登録するものとする。

2 教育委員会は、前項の通知があつたときは、必要な事項を当該学校に指示するものとする。
3 厚生労働省令への委任)
定期の健康診断の方法及び技術的基準、第五十三条の四又は第五十三条の五に規定する診断書その他の文書の記載事項並びに健康診断に関する記録の様式及び保存期間は、厚生労働省令で定める。

第五十三条の十 都道府県知事は、第十二条第一項の規定による結核患者に係る届出を受けた場合において、当該届出がその者の居住地を管轄する保健所長以外の保健所長を経由して行われたときは、直ちに当該届出の内容をその者の居住地を管轄する保健所長に通知しなければならない。

第五十三条の十一 病院の管理者は、結核患者が入院したとき、又は入院している結核患者が退院したときは、七日以内に、当該患者について厚生労働省令で定める事項を、最寄りの保健所長に届け出なければならない。

(病院管理者の届出)

第五十三条の十二 保健所長は、結核登録票を備え、これに、その管轄する区域内に居住する結核患者及び厚生労働省令で定める結核回復者に関する事項を記録しなければならない。

2 前項の記録は、第十二条第一項の規定による届出又は第五十三条の十の規定による通知があつた者について行うものとする。

3 結核登録票に記載すべき事項、その移管及び保存期間その他登録票に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第五十三条の十三 保健所長は、結核登録票に登録されている者に對して、結核の予防又は医療上必要があると認めるときは、エックス線検査その他厚生労働省令で定める方法による精密検査を行うものとする。

(家庭訪問指導等)

第五十三条の十四 保健所長は、結核登録票に登録されている者について、結核の予防又は医療上必要があると認めるときは、エックス線検査その他厚生労働省令で定める方法による精密検査を行うものとする。

第五十三条の十五 医師は、結核患者を診療したときは、本人又はその保護者若しくは現にその患者を看護する者に對して、処方した薬剤を確實に服用することその他厚生労働省令で定める患者の治療に必要な事項及び消毒その他厚生労働省令で定める感染の防止に必要な事項を指示しなければならない。

第五十三条の十六 医師の指示)
医師は、結核患者を診療したときは、本人又はその保護者若しくは現にその患者を看護する者に對して、処方した薬剤を確實に服用することその他厚生労働省令で定める患者の治療に必要な事項及び消毒その他厚生労働省令で定める感染の防止に必要な事項を指示しなければならない。

第五十三条の十七 生産に関する要請等)
厚生労働大臣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に必要な医薬品(医薬品、醫療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第一項に規定する医薬品をいい、専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く)、醫療機器(同条第四項に規定する医療機器をいい、専ら動物のために使用されいるものを除く)、個人防護具(着用することによつて病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具をいう)その他の物資

並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材(以下「感染症対策物資等」という。)について、需要の増加又は輸入の減少その他の事情により、その供給が不足し、又は感染症対策物資等の需給の状況その他状況から合理的に判断して、その供給が不足する蓋然性が高いと認められるため、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止することが困難になることにより、国民の生命及び健

康に重大な影響を与えるおそれがある場合において、その事態に対処するため、当該感染症対策物資等の生産を促進することが必要であると認めることは、当該感染症対策物資等の生産の事業を行う者(以下「生産業者」という。)に對し、当該感染症対策物資等の生産を促進する

2 厚生労働大臣は、前項の規定による要請をして同様とするときは、あらかじめ、事業所管大臣(当該感染症対策物資等の生産の事業を所管する大臣をいう。以下この条及び次条第二項において同じ。)に協議するものとする。

3 第一項の規定による要請を受けた生産業者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該要請に係る感染症対策物資等の生産に関する計画(以下この条において「生産計画」という。)を作成し、厚生労働大臣及び事業所管大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

4 事業所管大臣は、自らがその生産の事業を所管する感染症対策物資等について、第一項に規定する事態に対処するため特に必要があると認めるときは、前項の規定による届出をした生産業者に対し、その届出に係る生産計画を変更すべきことを指示することができる。

5 厚生労働大臣は、事業所管大臣に対して、前項の規定による指示を行つよう要請することができる。

6 第三項の規定による届出をした生産業者は、その届出に係る生産計画(同項後段の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。次項において同じ。)に沿つて当該生産計画に係る感染症対策物資等の生産を行わなければならぬ。

7 厚生労働大臣又は事業所管大臣は、第四項の規定による指示を受けた生産業者が正当な理由がなくその指示に従わなかつたとき、又は前項に規定する生産業者が正当な理由がなくその届

出に係る生産計画に沿つて当該生産計画に係る感染症対策物資等の生産を行っていないと認めるとときは、その旨を公表することができる。

第五十三条の十七 厚生労働大臣は、前条第一項に規定する事態に対処するため特に必要があると認めるときは、生産可能業所管大臣（感染症対策物資等の生産の事業を行っていない者であつて、当該感染症対策物資等を生産することができると認められるもの（以下この項及び第三項において「生産可能業者」という。）が営んでいる事業を所管する大臣をいう。同項において同じ。）に対し、生産可能業者に対して当該感染症対策物資等の生産の協力を求めるよう要請することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による要請をして、当該感染症対策物資等の出荷又は引渡しを調整するよう要請することができる。

3 厚生労働大臣は、自らが所管する事業を當む生産可能業者に対するときは、あらかじめ、事業所管大臣に協議するものとする。

4 第一項の規定による要請を受けた生産可能業所管大臣は、前項の規定による要請をして、当該感染症対策物資等の生産可能業者に対し、当該感染症対策物資等の生産の協力を要請するものとする。

（輸入に関する要請等）
第五十三条の十八 厚生労働大臣は、感染症対策物資等について、第五十三条の十六第一項に規定する事態に対処するため、当該感染症対策物資等の輸入を促進することが必要であると認めるとときは、当該感染症対策物資等の輸入の事業を行う者（以下「輸入業者」という。）に対し、当該感染症対策物資等の輸入を促進するよう要請することができる。

2 第五十三条の十六第二項から第七項までの規定は、輸入業者に対して前項の規定による要請をする場合について準用する。この場合において、同条第二項中「生産」とあるのは「輸入」と、「この条及び次条第二項」とあるのは「この条」と、同条第三項中「生産に」とあるのは「輸入に」と、「生産計画」とあるのは「輸入計画」と、同条第四項中「生産」とあるのは「輸入の」と、「に対し」とあるのは「であつて、当該感染症対策物資等の輸入事情を考慮して当該感染症対策物資等の輸入をすることができる」と認められるものに対し」と、「生産計画」とあるのは「輸入計画」と、同条第六項及び第七項中「生産計画」とあるのは「輸入計画」と、「生産を」とあるのは「輸入を」と読み替えるものとする。（出荷等に関する要請）

第五十三条の十九 厚生労働大臣は、感染症対策物資等について、第五十三条の十六第一項に規定する事態に対処するため特に必要があると認めるとときは、その旨を公表することができる。

定する事態に對処するため、当該感染症対策物資等の出荷又は引渡しを調整することが必要であると認めるときは、当該感染症対策物資等の生産、輸入、販売、貸付け、輸送等の事業を所管する大臣に協議するものとする。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による要請をして、当該感染症対策物資等の出荷又は引渡しを調整するよう要請することができる。

（売渡し、貸付け、輸送又は保管に関する指示等）
第五十三条の二十 厚生労働大臣は、特定の地域において感染症対策物資等の供給が不足し、又は感染症対策物資等の需給の状況その他の状況から合理的に判断して、その供給が不足する蓋然性が高いと認められるため、当該地域において感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止することが困難になることにより、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあり、当該地域における当該感染症対策物資等の供給を緊急に増加させることが必要であると認めるとときは、当該感染症対策物資等の生産、輸入又は販売の事業を行う者に対し、売渡しをすべき期限及び数量並びに売渡し先を定めて、当該感染症対策物資等の売渡しをすべきことを指示することができる。

2 厚生労働大臣は、前項に規定する事態に對処するため必要があると認めるときは、当該感染症対策物資等の貸付けの事業を行う者に対し、貸付けをすべき期限、数値及び期間並びに貸付けをすべきことを指示することができる。

第五十三条の二十一

厚生労働大臣又は感染症対策物資等の生産、輸入、販売若しくは貸付けの事業を所管する大臣は、感染症対策物資等の国内の需給状況を把握するため、感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う者に対し、感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの状況について報告を求めることができる。

第五十三条の二十二

厚生労働大臣又は感染症対策物資等の生産、輸入、販売若しくは貸付けの事業を所管する大臣は、感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの状況について報告を求めるときは、当該感染症対策物資等の貸付けの事業を行う者に対し、貸付けをすべき期限、数値及び期間並びに貸付けをすべきことを指示することができる。

第五十三条の二十三

厚生労働大臣又は感染症対策物資等の生産、輸入、販売、貸付け、輸送若しくは保管の事業を所管する大臣は、第五十三条の十六第一項及び第二項から第七項まで（これららの規定を第五十三条の十八第二項において準用する場合を含む）、第五十三条の十八第一項並びに第五十三条の二十の規定の施行に必要な限度において、感染症対策物資等の生産、輸入、販売、貸付け、輸送若しくは保管の事業を行う者に対し、その業務若しくは経理の状況に關し報告させ、又はその職員に、これらの者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができるものとする。

対策物資等の生産、輸入、販売、貸付け、輸送等の出荷又は引渡しを調整することが必要であると認めるときは、当該感染症対策物資等の生産、輸入、販売、貸付け、輸送等の事業を所管する大臣に協議するものとする。

2 厚生労働大臣は、第一項から第四項までの規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくして、当該指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

（財政上の措置等）
第五十三条の二十一 国は、第五十三条の十六第一項の規定による要請又は同条第四項の規定による指示に従つて感染症対策物資等の生産を行つた生産業者、第五十三条の十八第一項の規定による要請又は同条第二項において読み替えて準用する第五十三条の十六第四項の規定による指示に従つて感染症対策物資等の輸入を行つた輸入業者及び前条第一項から第四項までの規定による指示に従つて感染症対策物資等の売渡し、貸付け、輸送又は保管を行つた者に対し、必要な財政上の措置その他の措置を講ずることができる。

2 厚生労働省令、農林水産省令で定めた指定期限内に輸入業者及び前号の厚生労働省令、農林水産省令で定めた地域を経由したもので、指定動物ごとに厚生労働省令、農林水産省令で定める地域から発送されたものを受けたときは、この限りでない。

3 感染症の発生の状況その他の事情を考慮して指定動物ごとに厚生労働省令、農林水産省令で定める地域から発送されたものを受けたときは、この限りでない。

4 感染症の発生の状況その他の事情を考慮して指定動物ごとに厚生労働省令、農林水産省令で定める地域から発送されたものを受けたときは、この限りでない。

5 厚生労働大臣は、前各項の規定による指示を立入検査について準用する。

2 第三十五条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第十章 感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する措置（輸入禁止）

第五十四条 何人も、感染症を人に感染させるおそれが高いものとして政令で定める動物（以下「指定動物」という。）であつて次に掲げるものを輸入してはならない。ただし、第一号の厚生労働省令、農林水産省令で定める地域から輸入しなければならない特別の理由がある場合において厚生労働大臣及び農林水産大臣の許可を得て輸入してはならない。

二 前号の厚生労働省令、農林水産省令で定めた地域を経由したもの

（輸入検疫）
第五十五条 指定動物を輸入しようとする者（以下「輸入者」という。）は、輸出国における検査の結果、指定動物ごとに政令で定める感染症にかかるない旨又はかかるない旨その他の厚生労働省令、農林水産省令で定めた事項を記載した輸出国の政府機関により発行された證明書又はその写しを添付しなければならない。

二 指定動物は、農林水産省令で定める港又は飛行場以外の場所で輸入してはならない。

三 輸入者は、農林水産省令で定めるところにより、当該指定動物の種類及び数量、輸入の時期及び場所その他農林水産省令で定める事項を動物検疫所に届け出なければならない。この場合において、動物検疫所長は、次項の検査を円滑に実施するため特に必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、当該届出に係る輸入の時期又は場所を変更すべきことを指示することができる。

四 輸入者は、動物検疫所又は第二項の規定により定められた港若しくは飛行場内の家畜防疫官が指定した場所において、指定動物について、第一項の政令で定める感染症にかかるているかどうか、又はその疑いがあるかどうかについての家畜防疫官による検査を受けなければならぬ。ただし、特別の理由があるときは、農林水産大臣の指定するその他の場所で検査を行うことができる。

家畜防疫官は、前項の検査を実施するため必要があると認めるときは、当該検査を受ける者に対し、必要な指示をすることができる。

6 前各項に規定するものほか、指定動物の検疫に関し必要な事項は、農林水産省令で定めること。

(検査に基づく措置)

第五十六条 家畜防疫官が、前条第四項の検査において、同条第一項の政令で定める感染症にかかり、又はかかるつてある疑いがある指定動物を発見した場合については、第十三条の規定は、適用しない。この場合において、動物検疫所長は、直ちに、当該指定動物の輸入者の氏名その他同条第一項の厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた都道府県知事は、直ちに、当該通知の内容を厚生労働大臣に報告しなければならない。

3 動物検疫所長は、第一項に規定する指定動物について、農林水産省令で定めるところにより、家畜防疫官に隔離、消毒、殺処分その他必要な措置をとらせることができる。

(輸入届出)
第五十六条の二 動物（指定動物を除く。）のうち感染症を人に感染させるおそれがあるものとして厚生労働省令で定めるもの又は動物の死体のうち感染症を人に感染させるおそれがあるものとのして厚生労働省令で定めるもの（以下この条及び第七十七条第一項第十二号において「届出動物等」という。）を輸入しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該届出動物等の種類、数量その他厚生労働省令で定めたる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、輸出国における検査の結果、届出動物等ごとに厚生労働省令で定める感染症にかかるつてない旨又はかかるつてある疑いがない旨の写しを添付しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、届出動物等の輸入の届出に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第一節 特定病原体等

(一種病原体等の所持の禁止)
第五十六条の三 何人も、一種病原体等を所持してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(二種病原体等の所持)

(二種病原体等の所持の許可)
第五十六条の六 二種病原体等を所持しようとする者は、政令で定めるところにより、厚生労働

一 特定一種病原体等所持者が、試験研究が必

要な一種病原体等として政令で定めるもの

(以下「特定一種病原体等」という。)を、厚生労働大臣が指定する施設における試験研究

のために所持する場合

二 第五十六条の二十二第一項の規定により一

種病原体等の滅菌若しくは無害化（以下「滅菌等」という。)をし、又は譲渡しをしなければならない者（以下「一種滅菌譲渡義務者」という。)が、厚生労働省令で定めることにより、減菌等を所持する場合

三 前二号に規定する者から運搬を委託された者が、その委託に係る一種病原体等を当該運搬のために所持する場合

四 前三号に規定する者の従業者が、その職務上一種病原体等を所持する場合

五 前項第一号の特定一種病原体等所持者とは、国又は独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)その他の政令で定める法人であつて特定一種病原体等の種類ごとに当該特定一種病原体等を適切に所持できるものとして厚生労働大臣が指定した者をいう。

(二種病原体等の輸入の禁止)

六 第五十六条の三十五第二項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は处分をしないことを決定する日までに第五十六条の二十二第二項の規定による届出をした者（当該届出について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から五年を経過しないものを含む。)

七 前号に規定する期間内に第五十六条の二十二第二項の規定による届出があつた場合において、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該届出について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該届出について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であつた者であつて、当該届出の日から五年を経過しないもの

八 営業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が前各号のいずれかに該当するもの

九 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに第一号から第七号までのいずれかに該当する者のあるもの

十 個人で政令で定める使用人のうちに第一号から第七号までのいずれかに該当する者のあ

大臣の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 第五十六条の二十二第一項の規定により二種病原体等の滅菌譲渡をしなければならない者（以下「二種滅菌譲渡義務者」という。)が、厚生労働省令で定めることにより、滅菌譲渡をするまでの間二種病原体等を所持しようとする場合

二 この項本文の許可を受けた者（以下「二種病原体等許可所持者」という。)又は二種滅菌譲渡義務者から運搬を委託された者が、その委託に係る二種病原体等を当該運搬のために所持しようとする場合

三 二種病原体等許可所持者は前二号に規定する者の従業者が、その職務上二種病原体等を所持しようとする場合

四 前項本文の許可を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 二種病原体等の種類（毒素にあつては、種類及び数量）

三 所持の目的及び方法

四 二種病原体等の保管、使用及び滅菌等をす

る施設（以下「二種病原体等取扱施設」とい

う。)の位置、構造及び設備

(欠格条項)

五 第五十六条の七 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第一項本文の許可を与えない

一 心身の故障により二種病原体等を適正に所持することができない者として厚生労働省令で定めるもの

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わ

り、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

四 この法律、狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）若しくは検疫法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金

八 執行を受けられ、その執行を終わり、又は執

行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

五 第五十六条の三十五第二項の規定により許可を取り消され、取消しの日から五年を経過しない者

六 第一項本文の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同

項本文の許可をしてはならない。

七 第五十六条の八 厚生労働大臣は、第五十六条の八

八 第一項本文の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同

項本文の許可をしてはならない。

一 所持の目的が検査、治療、医薬品その他の厚生労働省令で定める製品の製造又は試験研究であること。二 二種病原体等取扱施設の位置、構造及び設備が厚生労働省令で定める技術上の基準に適合するものであること。その他の二種病原体等による感染症が発生し、又はまん延するおそれがないこと。
 (許可の条件)
第五十六条の九 第五十六条の六第一項本文の許可には、条件を付することができます。
 2 前項の条件は、二種病原体等による感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可を受ける者に不当な義務を課すこととならないものでなければならない。

第五十六条の十 厚生労働大臣は、第五十六条の六第一項本文の許可をしたときは、その許可に係る二種病原体等の種類（毒素にあっては、種類及び数量）その他厚生労働省令で定める事項を記載した許可証を交付しなければならない。
 2 許可の再交付及び返納その他許可証に関する手続的の事項は、厚生労働省令で定める。
 (許可事項の変更)

第五十六条の十一 二種病原体等許可所持者は、第五十六条の六第二項第二号から第四号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、政令で定めるところにより、厚生労働大臣の許可を受けなければならぬ。ただし、その変更が厚生労働省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。
 2 二種病原体等許可所持者は、前項ただし書に規定する軽微な変更をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
 3 二種病原体等許可所持者は、第五十六条の六第二項第一号に掲げる事項を変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、変更の日から三十日以内に、厚生労働大臣に届け出なければならない。
 4 第五十六条の八及び第五十六条の九の規定は、第一項本文の許可について準用する。

(二種病原体等の輸入の許可)
第五十六条の十二 二種病原体等を輸入しようとするとする者は、政令で定めるところにより、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

(二種病原体等の輸入の許可に係る申請書)

第五十六条の六第一項本文の許可には、条件を付することができます。

2 前項の条件は、二種病原体等による感染症の

2 前項の許可を受ける者は、厚生労働大臣は、前条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めることでなければ、許可をしてはならない。
 一 申請者が二種病原体等許可所持者であること。
 二 輸入の目的が検査、治療、医薬品その他の厚生労働省令で定める製品の製造又は試験研究であること。
 三 二種病原体等による感染症が発生し、又はまん延するおそれがないこと。
 (許可の基準)
第五十六条の十三 厚生労働大臣は、前条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めることでなければ、許可をしてはならない。
 一 申請者が二種病原体等許可所持者であること。
 二 輸入の目的が検査、治療、医薬品その他の厚生労働省令で定める製品の製造又は試験研究であること。
 三 二種病原体等による感染症が発生し、又はまん延するおそれがないこと。

第五十六条の十四 第五十六条の九の規定は第五十六条の十二第一項の許可について、第五十六条の十の規定は第五十六条の十二第一項の許可について、第五十六条の十一の規定は第五十六条の十二第一項の許可を受けた者について準用する。この場合において、第五十六条の十一第一項中「第五十六条の六第二項第二号から第四号まで」とあるのは「第五十六条の十二第二項第二号から第七号まで」と、同条第三項中「第五十六条の六第二項第一号」とあるのは「第五十六条の十二第二項第一号」とある。

第五十六条の十五 二種病原体等を、次の各号のいずれかに該当する場合のほか、譲り渡し、又は譲り受けではない。

(二種病原体等の譲渡及び譲受けの制限)

第五十六条の十六 二種病原体等の所持する者は、その代表者の氏名又は名称及び住所

第五十六条の十七 二種病原体等の輸入した者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該三種病原体等の輸入の届出

(三種病原体等の輸入の届出)

第五十六条の十八 特定一種病原体等所持者は、当該病原体等によ

る感染症の発生を予防し、及びそのまん延を防

止するため、厚生労働省令で定めるところによ

り、当該病原体等の所持を開始する前に、感染

症発生予防規程を作成し、厚生労働大臣に届け

出なければならない。

2 特定一種病原体等所持者及び二種病原体等許

可所持者は、感染症発生予防規程を変更したと

きは、変更の日から三十日以内に、厚生労働大

臣に届け出なければならない。

(病原体等取扱主任者の選任等)

第五十六条の十九 特定一種病原体等所持者及び二種病原体等許可所持者は、当該病原体等によ

る感染症の発生の予防及びまん延の防止につい

て監督を行わせるため、当該病原体等の取扱いの知識経験に関する要件として厚生労働省令で定めるものを備える者の中から、病原体等取扱主任者を選任しなければならない。

2 特定一種病原体等所持者及び二種病原体等許

可所持者は、病原体等取扱主任者を選任したと

きは、厚生労働省令で定めるところにより、選

任した日から三十日以内に、その旨を厚生労働

大臣に届け出なければならない。これを解任し

たときも、同様とする。

(病原体等取扱主任者の責務等)

第五十六条の二十 病原体等取扱主任者は、誠実にその職務を遂行しなければならない。

2 特定一種病原体等の保管、使用及び滅菌等を

する施設（以下「一種病原体等取扱施設」とい

う。）又は二種病原体等取扱施設に立ち入る者

は、病原体等取扱主任者がこの法律又はこの法

律に基づく命令若しくは感染症発生予防規程の

実施を確保するために指示に従わなければ

ならない。

3 特定一種病原体等所持者及び二種病原体等許

可所持者は、当該病原体等による感染症の発生

の予防及びまん延の防止に関し、病原体等取扱

主任者の意見を尊重しなければならない。

(教育訓練)

第五十六条の二十一 特定一種病原体等所持者及び二種病原体等許可所持者は、一種病原体等取扱施設又は二種病原体等取扱施設に立ち入る者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、感染症発生予防規程の周知を図るほか、当該病原体等による感染症の発生を予防し、及びそのまん延を防止するために必要な教育及び訓練を施さなければならない。

2 前項の申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
 二 輸入しようとする二種病原体等の種類（毒素にあっては、種類及び数量）
 3 輸入の目的
 4 輸出者の氏名又は名称及び住所
 5 輸入の年月日
 6 輸送の方法
 7 輸入港名

(感染症発生予防規程の作成等)

第五十六条の十八 特定一種病原体等所持者は、当該病原体等によ

る感染症の発生を予防し、及びそのまん延を防

止するため、厚生労働省令で定めるところによ

り、当該病原体等の所持を開始する前に、感染

症発生予防規程を作成し、厚生労働大臣に届け

出しなければならない。

2 前項の申請書を厚生労働大臣に提出しなければ

ならない。

二 輸入しようとする二種病原体等の種類（毒素に

あっては、種類及び数量）
 3 輸入の目的
 4 輸出者の氏名又は名称及び住所
 5 輸入の年月日
 6 輸送の方法
 7 輸入港名

(二種病原体等の輸入の許可に係る申請書)

第五十六条の十九 特定一種病原体等所持者は、当該病原体等によ

る感染症の発生を予防し、及びそのまん延を防

止するため、厚生労働省令で定めるところによ

り、当該病原体等の所持を開始する前に、感染

症発生予防規程を作成し、厚生労働大臣に届け

出しなければならない。

2 前項の申請書を厚生労働大臣に提出しなければ

ならない。

二 輸入しようとする二種病原体等の種類（毒素に

あっては、種類及び数量）
 3 輸入の目的
 4 輸出者の氏名又は名称及び住所
 5 輸入の年月日
 6 輸送の方法
 7 輸入港名

(二種病原体等の輸入の許可に係る申請書)

第五十六条の十九 特定一種病原体等所持者は、当該病原体等によ

る感染症の発生を予防し、及びそのまん延を防

止するため、厚生労働省令で定めるところによ

り、当該病原体等の所持を開始する前に、感染

症発生予防規程を作成し、厚生労働大臣に届け

出しなければならない。

2 前項の申請書を厚生労働大臣に提出しなければ

ならない。

二 輸入しようとする二種病原体等の種類（毒素に

あっては、種類及び数量）
 3 輸入の目的
 4 輸出者の氏名又は名称及び住所
 5 輸入の年月日
 6 輸送の方法
 7 輸入港名

(二種病原体等の輸入の許可に係る申請書)

第五十六条の十九 特定一種病原体等所持者は、当該病原体等によ

る感染症の発生を予防し、及びそのまん延を防

止するため、厚生労働省令で定めるところによ

り、当該病原体等の所持を開始する前に、感染

症発生予防規程を作成し、厚生労働大臣に届け

出しなければならない。

2 前項の申請書を厚生労働大臣に提出しなければ

ならない。

二 輸入しようとする二種病原体等の種類（毒素に

あっては、種類及び数量）
 3 輸入の目的
 4 輸出者の氏名又は名称及び住所
 5 輸入の年月日
 6 輸送の方法
 7 輸入港名

(二種病原体等の輸入の許可に係る申請書)

第五十六条の十九 特定一種病原体等所持者は、当該病原体等によ

る感染症の発生を予防し、及びそのまん延を防

止するため、厚生労働省令で定めるところによ

り、当該病原体等の所持を開始する前に、感染

症発生予防規程を作成し、厚生労働大臣に届け

出しなければならない。

2 前項の申請書を厚生労働大臣に提出しなければ

ならない。

二 輸入しようとする二種病原体等の種類（毒素に

あっては、種類及び数量）
 3 輸入の目的
 4 輸出者の氏名又は名称及び住所
 5 輸入の年月日
 6 輸送の方法
 7 輸入港名

(二種病原体等の輸入の許可に係る申請書)

第五十六条の十九 特定一種病原体等所持者は、当該病原体等によ

る感染症の発生を予防し、及びそのまん延を防

止するため、厚生労働省令で定めるところによ

り、当該病原体等の所持を開始する前に、感染

症発生予防規程を作成し、厚生労働大臣に届け

出しなければならない。

2 前項の申請書を厚生労働大臣に提出しなければ

ならない。

二 輸入しようとする二種病原体等の種類（毒素に

あっては、種類及び数量）
 3 輸入の目的
 4 輸出者の氏名又は名称及び住所
 5 輸入の年月日
 6 輸送の方法
 7 輸入港名

(二種病原体等の輸入の許可に係る申請書)

第五十六条の十九 特定一種病原体等所持者は、当該病原体等によ

る感染症の発生を予防し、及びそのまん延を防

止するため、厚生労働省令で定めるところによ

り、当該病原体等の所持を開始する前に、感染

症発生予防規程を作成し、厚生労働大臣に届け

出しなければならない。

2 前項の申請書を厚生労働大臣に提出しなければ

ならない。

二 輸入しようとする二種病原体等の種類（毒素に

あっては、種類及び数量）
 3 輸入の目的
 4 輸出者の氏名又は名称及び住所
 5 輸入の年月日
 6 輸送の方法
 7 輸入港名

(二種病原体等の輸入の許可に係る申請書)

第五十六条の十九 特定一種病原体等所持者は、当該病原体等によ

る感染症の発生を予防し、及びそのまん延を防

止するため、厚生労働省令で定めるところによ

り、当該病原体等の所持を開始する前に、感染

症発生予防規程を作成し、厚生労働大臣に届け

出しなければならない。

2 前項の申請書を厚生労働大臣に提出しなければ

ならない。

二 輸入しようとする二種病原体等の種類（毒素に

あっては、種類及び数量）
 3 輸入の目的
 4 輸出者の氏名又は名称及び住所
 5 輸入の年月日
 6 輸送の方法
 7 輸入港名

(二種病原体等の輸入の許可に係る申請書)

第五十六条の十九 特定一種病原体等所持者は、当該病原体等によ

る感染症の発生を予防し、及びそのまん延を防

止するため、厚生労働省令で定めるところによ

り、当該病原体等の所持を開始する前に、感染

症発生予防規程を作成し、厚生労働大臣に届け

出しなければならない。

2 前項の申請書を厚生労働大臣に提出しなければ

ならない。

二 輸入しようとする二種病原体等の種類（毒素に

あっては、種類及び数量）
 3 輸入の目的
 4 輸出者の氏名又は名称及び住所
 5 輸入の年月日
 6 輸送の方法
 7 輸入港名

(二種病原体等の輸入の許可に係る申請書)

第五十六条の十九 特定一種病原体等所持者は、当該病原体等によ

る感染症の発生を予防し、及びそのまん延を防

止するため、厚生労働省令で定めるところによ

り、当該病原体等の所持を開始する前に、感染

症発生予防規程を作成し、厚生労働大臣に届け

出しなければならない。

2 前項の申請書を厚生労働大臣に提出しなければ

ならない。

二 輸入しようとする二種病原体等の種類（毒素に

あっては、種類及び数量）
 3 輸入の目的
 4 輸出者の氏名又は名称及び住所
 5 輸入の年月日
 6 輸送の方法
 7 輸入港名

(二種病原体等の輸入の許可に係る申請書)

第五十六条の十九 特定一種病原体等所持者は、当該病原体等によ

る感染症の発生を予防し、及びそのまん延を防

止するため、厚生労働省令で定めるところによ

り、当該病原体等の所持を開始する前に、感染

症発生予防規程を作成し、厚生労働大臣に届け

出しなければならない。

2 前項の申請書を厚生労働大臣に提出しなければ

ならない。

二 輸入しようとする二種病原体等の種類（毒素に

あっては、種類及び数量）
 3 輸入の目的
 4 輸出者の氏名又は名称及び住所
 5 輸入の年月日
 6 輸送の方法
 7 輸入港名

(二種病原体等の輸入の許可に係る申請書)

第五十六条の十九 特定一種病原体等所持者は、当該病原体等によ

る感染症の発生を予防し、及びそのまん延を防

止するため、厚生労働省令で定めるところによ

り、当該病原体等の所持を開始する前に、感染

症発生予防規程を作成し、厚生労働大臣に届け

出しなければならない。

2 前項の申請書を厚生労働大臣に提出しなければ

ならない。

二 輸入しようとする二種病原体等の種類（毒素に

あっては、種類及び数量）
 3 輸入の目的
 4 輸出者の氏名又は名称及び住所
 5 輸入の年月日
 6 輸送の方法
 7 輸入港名

(二種病原体等の輸入の許可に係る申請書)

(滅菌等)
第五十六条の二十二 次の各号に掲げる者が当該各号に定める場合に該当するときは、その所持する一種病原体等又は二種病原体等の滅菌若しくは無害化をし、又は譲渡しなければならない。

一 特定一種病原体等所持者又は二種病原体等及び四種病原体等を所持する者(四種病原体等を所持する者の従業者であつて、その職務上当該四種病原体等を所持するものを除く。以下(施設の基準)

二 特定一種病原体等所持者又は二種病原体等及び四種病原体等を所持することを要しなくなつた場合又は第五十六条の三第二項の指定若しくは第五十六条の六第一項本文の許可を取り消され、若しくはその指定若しくは許可の効力を停止された場合

二 病院若しくは診療所又は病原体等の検査を行つて機関業務に伴い一種病原体等又は二種病原体等を所持することとなつた場合

前項の規定により一種病原体等又は二種病原体等の滅菌譲渡をしなければならない者が、当該病原体等の滅菌譲渡をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該病原体等の滅菌譲渡の方法その他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

三 特定一種病原体等所持者及び二種病原体等許可所持者が、その所持する病原体等を所持することを要しなくなつた場合において、前項の規定による届出をしたときは、第五十六条の三第二項の指定又は第五十六条の六第一項本文の許可是、その効力を失う。

(記帳義務)

第五十六条の二十三 特定一種病原体等所持者、二種病原体等許可所持者及び三種病原体等を所持する者(第五十六条の十六第一項第三号に規定する従業者を除く。以下「三種病原体等所持者」という。)は、厚生労働省令で定めるところにより、帳簿を備え、当該病原体等の保管、使用及び滅菌等に関する事項その他当該病原体等による感染症の発生の予防及びまん延の防止に関し必要な事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、厚生労働省令で定めるところにより、保存しなければならない。

(施設の基準)

第五十六条の二十四 特定一種病原体等所持者、二種病原体等許可所持者、三種病原体等所持者及び四種病原体等を所持する者(四種病原体等を所持する者の従業者であつて、その職務上当該四種病原体等を所持するものを除く。以下

「四種病原体等所持者」という。)は、その特定

病原体等の保管、使用又は滅菌等をする施設の位置構造及び設備を厚生労働省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

(滅菌等)
第五十六条の二十九 特定病原体等所持者、一種滅菌譲渡義務者及び二種滅菌譲渡義務者は、その所持する特定病原体等に関する特

別に四種病原体等所持者(以下「特定病原体等所持者」という。)は、特定病原体等の保管、使用、運搬(船舶又は航空機による運搬を除く。次条第四項を除き、以下同じ。)又は滅菌等をする場合には、厚生労働省令で定める技術上の基準に従つて特定病原体等による感染症の発生の予防及びまん延の防止のために必要な措置を講じなければならない。

(適用除外)
第五十六条の二十六 前三条及び第五十六条の三十二の規定は、第五十六条の十六第一項第一号に掲げる場合には、適用しない。

4 第五十六条の三十二第一項の規定は、第五十六条の十六第一項第二号に掲げる場合には、適用しない。

5 第五十六条及び第五十六条の三十二の規定は、病院若しくは診療所又は病原体等の検査を行つて機関が、業務に伴い四種病原体等を所持することとなつた場合において、厚生労働省令で定めるところにより、滅菌譲渡をするまでの間

4 第五十六条の二十四及び第五十六条の三十二第一項の規定は、四種病原体等所持者から運搬を委託された者が、その委託に係る四種病原体等を当該運搬のために所持する場合には、適用しない。

6 第五十六条の二十四及び第五十六条の三十二第一項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

7 運搬証明書の書換え、再交付及び不要となつた場合における返納並びに運搬が二以上の都道府県にわたることとなる場合における第一項の届出、第二項の指示並びに運搬証明書の交付、書換え、再交付及び返納に關し必要な都道府県公安委員会の間の連絡については、政令で定め

出があつた場合において、その運搬する一種病原体等、二種病原体等又は三種病原体等について盗取、所在不明その他の事故の発生を防止するため必要があると認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、運搬の日時、経路その他の事故の発生を防止するため必要な指示をすることができる。

5 都道府県公安委員会は、前項の指示をしたときは、その指示の内容を運搬証明書に記載しなければならない。

6 第一項に規定する場合において、運搬証明書の交付を受けたときは、特定一種病原体等所持者、一種滅菌譲渡義務者、二種病原体等許可所持者及び二種滅菌譲渡義務者並びに海上保安官に通報しなければならない。

7 特定病原体等所持者、一種滅菌譲渡義務者及び二種滅菌譲渡義務者は、第一項の事態が生じた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

8 前項の事態を発見した者は、直ちに、その旨を警察官又は海上保安官に通報しなければならない。

9 特定病原体等所持者、一種滅菌譲渡義務者及び二種滅菌譲渡義務者は、第一項の事態が生じた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

10 警察官は、自動車又は軽車両により運搬される一種病原体等、二種病原体等又は三種病原体等について盗取、所在不明その他の事故の発生を防止するため、特に必要があると認めるときは、当該自動車又は軽車両を停止させ、これらを運搬する者に対し、運搬証明書の提示を求め、若しくは、国家公安委員会規則で定めるところにより、運搬証明書に記載された内容に従つて運搬しているかどうかについて検査し、又は当該病原体等について盗取、所在不明その他の事故の発生を防止するため、第一項、第二項の規定によるところにより、運搬証明書に記載された内容に従つて運搬しているかどうかについて検査し、又は当該病原体等について盗取、所在不明その他の事故の発生を防止するため、第一項、第二項及び前項の規定の実施に必要な限度で経路の変更その他の適当な措置を講ずることを命ずることができる。

11 前項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

12 運搬証明書の書換え、再交付及び不要となつた場合における返納並びに運搬が二以上の都道府県にわたることとなる場合における第一項の届出、第二項の指示並びに運搬証明書の交付、書換え、再交付及び返納に關し必要な都道府県公安委員会にあつては、第五十六条の二十七第二項の規定の施行に必要な限度で、当該職員(都道府県公安委員会にあつては、警察職員)に、特定病原体等所持者等の事務所又は事業所に立ち入り、その者の帳簿・書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため

13 第五十五条第一項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

14 第五十六条の三十一 厚生労働大臣又は都道府県公安委員会は、この章の規定(都道府県公安委員会にあつては、第五十六条の二十七第二項の規定)の施行に必要な限度で、当該職員(都道府県公安委員会にあつては、警察職員)に、特定病原体等所持者等の事務所又は事業所に立ち入り、その者の帳簿・書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため

15 第五十六条の三十二 厚生労働大臣は、特定病原体等の保管、使用又は滅菌等をする施設の位

の旨を警察官又は海上保安官に届け出なければならない。

(災害時の応急措置)
第五十六条の二十九 特定病原体等所持者、一種滅菌譲渡義務者及び二種滅菌譲渡義務者は、その所持する特定病原体等による感染症が発生し、若しくはまん延した場合又は当該特定病原体等による感染症が発生し、若しくはまん延した場合又は当該特定病原体等による感染症が発生し、若しくはまん延するおそれがある場合は、直ちに、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

16 都道府県公安委員会は、前項の規定による立入検査について準用する。

17 第五十六条の三十二 厚生労働大臣は、特定病原体等の保管、使用又は滅菌等をする施設の位

置構造及び設備を厚生労働省令で定める技術上の基準に適合するよう維持しなければならない。

18 第五十六条の三十二 厚生労働大臣は、特定病原体等の保管、使用又は滅菌等をする施設の位

置構造及び設備を厚生労働省令で定める技術上の基準に適合するよう維持しなければならない。

19 第五十六条の三十二 厚生労働大臣は、特定病原体等の保管、使用又は滅菌等をする施設の位

置構造及び設備を厚生労働省令で定める技術上の基準に適合するよう維持しなければならない。

20 第五十六条の三十二 厚生労働大臣は、特定病原体等の保管、使用又は滅菌等をする施設の位

置構造及び設備を厚生労働省令で定める技術上の基準に適合するよう維持しなければならない。

21 第五十六条の三十二 厚生労働大臣は、特定病原体等の保管、使用又は滅菌等をする施設の位

置構造及び設備を厚生労働省令で定める技術上の基準に適合するよう維持しなければならない。

22 第五十六条の三十二 厚生労働大臣は、特定病原体等の保管、使用又は滅菌等をする施設の位

置構造及び設備を厚生労働省令で定める技術上の基準に適合するよう維持しなければならない。

23 第五十六条の三十二 厚生労働大臣は、特定病原体等の保管、使用又は滅菌等をする施設の位

置構造及び設備を厚生労働省令で定める技術上の基準に適合するよう維持しなければならない。

24 第五十六条の三十二 厚生労働大臣は、特定病原体等の保管、使用又は滅菌等をする施設の位

置構造及び設備を厚生労働省令で定める技術上の基準に適合するよう維持しなければならない。

25 第五十六条の三十二 厚生労働大臣は、特定病原体等の保管、使用又は滅菌等をする施設の位

置構造及び設備を厚生労働省令で定める技術上の基準に適合するよう維持しなければならない。

を有すると認められる業務としてそれぞれ当該各号に定めるものを行うものに提供することができる。

一 國の他の行政機関及び地方公共団体 適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案に関する調査

二 大学その他の研究機関 疾病の原因並びに疾病的予防、診断及び治療の方法に関する研究その他の公衆衛生の向上及び増進に関する研究

三 民間事業者その他の厚生労働省令で定める者 医療分野の研究開発に資する分析その他の厚生労働省令で定める業務（特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。）

4 厚生労働大臣は、前項の規定による匿名感染症関連情報の利用又は提供を行う場合には、当該匿名感染症関連情報を高齢者の医療の確保に関する法律第十六条の二第一項に規定する匿名医療保険等関連情報その他の厚生労働省令で定めるものと連結して利用し、又は連結して利用することができる状態で提供することができること

5 厚生労働大臣は、第一項の規定により匿名感染症関連情報を提供しようとする場合には、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聽かなければならない。（照合等の禁止）

第六条の四十二 前条第一項の規定により匿名感染症関連情報の提供を受け、これを利用する者（以下「匿名感染症関連情報利用者」とい

う。）は、匿名感染症関連情報を取り扱うに當たつては、当該匿名感染症関連情報の作成に用いられた感染症関連情報に係る本人を識別するために、当該感染症関連情報から削除された記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式をいいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいいう。）若しくは匿名感染症関連情報の作成に用いられた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名感染症関連情報を他の情報と照合してはならない。

（消去）

第五十六条の四十三 匿名感染症関連情報利用者は、提供を受けた匿名感染症関連情報を利用する

る必要がなくなったときは、遅滞なく、当該匿名感染症関連情報を消去しなければならない。（安全管理措置）

第五十六条の四十四 匿名感染症関連情報利用者は、匿名感染症関連情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該匿名感染症関連情報の安全管理のために必要かつ適切なものとして厚生労働省令で定める措置を講じなければならぬ。

第五十六条の四十五 匿名感染症関連情報利用者は、匿名感染症関連情報利用者であった者は、匿名感染症関連情報の利用に関して知り得た匿名感染症関連情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。（利用者の義務）

第五十六条の四十六 厚生労働大臣は、この章（第五十六条の三十九及び第五十六条の四十を除く。）の規定の施行に必要な限度において、匿名感染症関連情報利用者（國の他の行政機関を除く。以下この項及び次条において同じ。）に対し報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に關係者に對して質問させ、若しくは匿名感染症関連情報利用者の事務所その他の事業所に立ち入り、匿名感染症関連情報利用者の帳簿書類その他の物件を検査させることができること

第六条の四十七 厚生労働大臣は、匿名感染症関連情報利用者が第五十六条の四十二から第五十六条の四十五までの規定に違反していると認めるときは、その者に對し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。（支払基金等への委託）

第五十六条の四十八 厚生労働大臣は、第五十六条の四十に規定する調査及び研究並びに第五十六条の四十一第一項の規定による匿名感染症関連情報の利用又は提供に係る事務の全部又は一部を、支払基金、国保連合会その他厚生労働省令で定める者（次条第一項及び第三項において「支払基金等」という。）に委託することができ

国（前条の規定により厚生労働大臣からの委託を受けて、支払基金等が第五十六条の四十一第一項の規定による匿名感染症関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあつては、支払基金等）に納めなければならない。

二 厚生労働大臣は、前項の手数料を納めようとする者が都道府県その他の国民保健の向上のために重要な役割を果たす者として政令で定める者であるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる。

三 第十八条第四項、第二十二条第四項（第二十六条において準用する場合を含む。）又は第十四条第四項の規定による確認に要する費用

四 第二十二条（第二十六条の三第一項若しくは第三項（これららの規定を第四十四条の三の五第六項及び第五十条の六第六項において準用する場合を含む。）の規定による検体若しくは感染症の病原体の受理若しくは収去（これららが第五十条第一項の規定により実施される場合を含む。）又は第二十六条の三第五項から第八項まで（これららの規定を第五十条第二項において準用する場合を含む。）の規定により実施される事務に要する費用

五 第二十二条（第二十六条の四第一項若しくは第三項（これららの規定による検体の受理若しくは採取（これららが第五十条第一項の規定により実施される場合を含む。）又は第二十六条の四第五項から第八項まで（これららの規定を第五十条第三項において準用する場合を含む。）の規定により実施される事務に要する費用

六 第二十二条（第二十六条の四第一項若しくは第三項（これららの規定による検体の受理若しくは採取（これららが第五十条第一項の規定により実施される場合を含む。）の規定により実施される事務に要する費用

七 第二十二条（第二十六条の四第一項（これららの規定による検体の受理若しくは採取（これららが第五十条第一項の規定により実施される場合を含む。）の規定により実施される事務に要する費用

八 第二十二条（第二十六条の四第一項（これららの規定による建物に係る場所を含む。）の規定により実施される場合を含む。）に要する費用

九 第二十二条（第二十六条の四第一項（これららの規定により実施される場合を含む。）に要する費用

十 第二十二条（第二十六条の四第一項（これららの規定により実施される場合を含む。）に要する費用

十一 第二十二条（第二十六条の四第一項（これららの規定により実施される場合を含む。）に要する費用

十二 第二十二条（第二十六条の四第一項（これららの規定により実施される場合を含む。）に要する費用

十三 第二十二条（第二十六条の四第一項（これららの規定により実施される場合を含む。）に要する費用

十四 第二十二条（第二十六条の四第一項（これららの規定により実施される場合を含む。）に要する費用

十五 第二十二条（第二十六条の四第一項（これららの規定により実施される場合を含む。）に要する費用

十六 第二十二条（第二十六条の四第一項（これららの規定により実施される場合を含む。）に要する費用

十七 第二十二条（第二十六条の四第一項（これららの規定により実施される場合を含む。）に要する費用

十八 第二十二条（第二十六条の四第一項（これららの規定により実施される場合を含む。）に要する費用

十九 第二十二条（第二十六条の四第一項（これららの規定により実施される場合を含む。）に要する費用

二十 第二十二条（第二十六条の四第一項（これららの規定により実施される場合を含む。）に要する費用

二十一 第二十二条（第二十六条の四第一項（これららの規定により実施される場合を含む。）に要する費用

二十二 第二十二条（第二十六条の四第一項（これららの規定により実施される場合を含む。）に要する費用

二十三 第二十二条（第二十六条の四第一項（これららの規定により実施される場合を含む。）に要する費用

二十四 第二十二条（第二十六条の四第一項（これららの規定により実施される場合を含む。）に要する費用

二十五 第二十二条（第二十六条の四第一項（これららの規定により実施される場合を含む。）に要する費用

二十六 第二十二条（第二十六条の四第一項（これららの規定により実施される場合を含む。）に要する費用

二十七 第二十二条（第二十六条の四第一項（これららの規定により実施される場合を含む。）に要する費用

二十八 第二十二条（第二十六条の四第一項（これららの規定により実施される場合を含む。）に要する費用

二十九 第二十二条（第二十六条の四第一項（これららの規定により実施される場合を含む。）に要する費用

三十 第二十二条（第二十六条の四第一項（これららの規定により実施される場合を含む。）に要する費用

三十一 第二十二条（第二十六条の四第一項（これららの規定により実施される場合を含む。）に要する費用

三十二 第二十二条（第二十六条の四第一項（これららの規定により実施される場合を含む。）に要する費用

三十三 第二十二条（第二十六条の四第一項（これららの規定により実施される場合を含む。）に要する費用

三十四 第二十二条（第二十六条の四第一項（これららの規定により実施される場合を含む。）に要する費用

三十五 第二十二条（第二十六条の四第一項（これららの規定により実施される場合を含む。）に要する費用

三十六 第二十二条（第二十六条の四第一項（これららの規定により実施される場合を含む。）に要する費用

三十七 第二十二条（第二十六条の四第一項（これららの規定により実施される場合を含む。）に要する費用

三十八 第二十二条（第二十六条の四第一項（これららの規定により実施される場合を含む。）に要する費用

三十九 第二十二条（第二十六条の四第一項（これららの規定により実施される場合を含む。）に要する費用

四十 第二十二条（第二十六条の四第一項（これららの規定により実施される場合を含む。）に要する費用

四十一 第二十二条（第二十六条の四第一項（これららの規定により実施される場合を含む。）に要する費用

四十二 第二十二条（第二十六条の四第一項（これららの規定により実施される場合を含む。）に要する費用

四十三 第二十二条（第二十六条の四第一項（これららの規定により実施される場合を含む。）に要する費用

一号に掲げる措置に要する費用（第三十六条の二第一項、第三十六条の三第一項第三号及び第三十六条の六第一項第三号の規定により都道府県が負担する部分に限る。）

十一 第三十七条第一項の規定により負担する費用

十二 第三十七条の二第一項の規定により負担する費用

十三 第三十七条第一項の規定による療養費の支給に要する費用

十四 第四十二条の三の二第一項及び第五十条の三第一項の規定により負担する費用

十五 第四十四条の三の三第一項及び第五十条の四第一項の規定による療養費の支給に要する費用

十六 第四十四条の四の三（第四十四条の八において準用する場合を含む。）及び第五十一条の規定により負担する費用

十七 第五十三条の二第一項の規定により、事業者である都道府県又は都道府県の設置する学校若しくは施設の長が行う定期的健康診断に要する費用

十八 第五十三条の十三の規定により保健所長が行う精密検査に要する費用

（事業者の支弁すべき費用）

第五十八条の二 学校又は施設（国、都道府県又は市町村を除く。）は、第五十三条の二第一項の規定による定期的健康診断に要する費用を支弁しなければならない。

（学校又は施設の設置者の支弁すべき費用）

第五十八条の三 学校又は施設（国、都道府県又は市町村の設置する学校又は施設を除く。）の設置者は、第五十三条の二第一項の規定により、学校又は施設の長が行う定期的健康診断に要する費用を支弁しなければならない。

（都道府県の負担）

第五十九条 都道府県は、第五十七条第一号から第四号までの費用に対して、政令で定めるところにより、その三分の二を負担する。

（都道府県の補助）

2 都道府県は、第一種感染症指定医療機関の設置者に対し、政令で定めるところにより、第一種感染症指定医療機関又は第二種感染症指定医療機関の設置及

び運営に要する費用の全部又は一部を補助することができる。

第六十三条 市町村長は、第二十七条第二項の規定により、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者がいる場所又はいた場所、当該感染症に係る死体がある場所又はあつた場所その他当該感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所を消毒させた場合（第五十条第一項の規定により実施された場合を含む。）は、当該患者若しくはその保護者はその場所の管理をする者若しくはその代理をする者から消毒に要した実費を徴収することができる。

第六十四条 国は、第二十八条第二項の規定により、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがあるねずみ族、昆虫等を駆除させた場合（第五十条第一項の規定により実施された場合を含む。）は、当該ねずみ族、昆虫等が存在する区域の管理をする者又はその代理をする者からねずみ族、昆虫等の駆除に要した実費を徴収することができる。

（都道府県知事による総合調整）

第六十五条 都道府県知事は、当該都道府県

知事が管轄する区域の全部又は一部において、

感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止

するため必要があると認めるときは、当該

都道府県知事に対し、この法律又はこの法律に

基づく政令の規定により都道府県知事が行う地

方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二

条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務

（第六十五条及び第六十五条の二において「第

一号法定受託事務」という。）に関し必要な指

示をることができる。

（都道府県知事による総合調整）

第六十六条 都道府県知事は、当該都道府県

知事が管轄する区域の全部又は一部において、

感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止

するため必要があると認めるときは、市町村

長、医療機関、感染症試験研究等機関その他の

関係者（以下この条において「関係機関等」と

いう。）に対し、第十九条若しくは第二十条

（これらの規定を第二十六条において準用する

場合を含む。）又は第四十六条の規定による入

院の勧告又は入院の措置その他関係機関等が実

施する当該区域の全部又は一部に係る感染症の

発生を予防し、又はそのまん延を防止するため

に必要な措置に関する総合調整を行うものとす

る。

（都道府県知事による総合調整）

第六十七条 都道府県は、第一項の規定による総合調整を行なうため必要があると認めるときは、都道府県知事は、当該都道府県知事が管轄する区域の全部又は一部に係る感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急

措定による総合調整を行なうよう要請するこ

とができる。この場合において、都道府県知事は、

必要があると認めるときは、同項の規定によ

る総合調整を行なわなければならない。

（都道府県知事による総合調整）

第六十八条 都道府県は、第一項の規定による総合調整を行なうため必要があると認めるときは、関係

機関等に対し、それぞれ当該関係機関等が実施

する当該都道府県知事が管轄する区域の全部又

は一部に係る感染症の発生を予防し、又はその

まん延を防止するために必要な措置の実施の状

況について報告又は資料の提出を求めることが

できる。

（厚生労働大臣の指示）

第六十九条 厚生労働大臣は、感染症の発生

を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急

措定による総合調整を行なうよう要請するこ

とができる。この場合において、都道府県知事は、

必要があると認めるときは、同項の規定によ

る総合調整を行なわなければならない。

（都道府県知事による総合調整）

第七十条 都道府県は、第一項の規定による総合調整を行なうため必要があると認めるときは、関係

機関等に対し、それぞれ当該関係機関等が実施

する当該都道府県知事が管轄する区域の全部又

は一部に係る感染症の発生を予防し、又はその

まん延を防止するために必要な措置の実施の状

況について報告又は資料の提出を求めることが

できる。

（厚生労働大臣の指示）

第七十一条 厚生労働大臣は、前項の規定による総合調整を行なうため必要があると認めるときは、同項の規定による総合調整に関し、都道府県知事に

対して意見を申し出ることができる。

（都道府県知事による総合調整）

第七十二条 都道府県知事は、第一項の規定による総合調整を行なうため必要があると認めるときは、都道府県知事は、当該都道府県知事が管轄する区域の全部又は一部に係る感染症の発生を予防し、又はその

まん延を防止するために必要な措置の実施の状

況について報告又は資料の提出を求めることが

できる。

（都道府県知事による総合調整）

第七十三条 都道府県は、第一項の規定による総合調整を行なうため必要があると認めるときは、都道府県知事は、当該都道府県知事が管轄する区域の全部又は一部に係る感染症の発生を予防し、又はその

まん延を防止するために必要な措置の実施の状

況について報告又は資料の提出を求めることが

できる。

（都道府県知事による総合調整）

第七十四条 都道府県は、第一項の規定による総合調整を行なうため必要があると認めるときは、都道府県知事は、当該都道府県知事が管轄する区域の全部又は一部に係る感染症の発生を予防し、又はその

まん延を防止するために必要な措置の実施の状

況について報告又は資料の提出を求めることが

できる。

（都道府県知事による総合調整）

第七十五条 都道府県は、第一項の規定による総合調整を行なうため必要があると認めるときは、都道府県知事は、当該都道府県知事が管轄する区域の全部又は一部に係る感染症の発生を予防し、又はその

まん延を防止するために必要な措置の実施の状

況について報告又は資料の提出を求めることが

できる。

（都道府県知事による総合調整）

第七十六条 都道府県は、第一項の規定による総合調整を行なうため必要があると認めるときは、都道府県知事は、当該都道府県知事が管轄する区域の全部又は一部に係る感染症の発生を予防し、又はその

まん延を防止するために必要な措置の実施の状

況について報告又は資料の提出を求めることが

できる。

（都道府県知事による総合調整）

第七十七条 都道府県は、第一項の規定による総合調整を行なうため必要があると認めるときは、都道府県知事は、当該都道府県知事が管轄する区域の全部又は一部に係る感染症の発生を予防し、又はその

まん延を防止するために必要な措置の実施の状

況について報告又は資料の提出を求めることが

できる。

（都道府県知事による総合調整）

第七十八条 都道府県は、第一項の規定による総合調整を行なうため必要があると認めるときは、都道府県知事は、当該都道府県知事が管轄する区域の全部又は一部に係る感染症の発生を予防し、又はその

まん延を防止するために必要な措置の実施の状

況について報告又は資料の提出を求めることが

できる。

（都道府県知事による総合調整）

第七十九条 都道府県は、第一項の規定による総合調整を行なうため必要があると認めるときは、都道府県知事は、当該都道府県知事が管轄する区域の全部又は一部に係る感染症の発生を予防し、又はその

まん延を防止するために必要な措置の実施の状

況について報告又は資料の提出を求めることが

できる。

（都道府県知事による総合調整）

第八十条 都道府県は、第一項の規定による総合調整を行なうため必要があると認めるときは、都道府県知事は、当該都道府県知事が管轄する区域の全部又は一部に係る感染症の発生を予防し、又はその

まん延を防止するために必要な措置の実施の状

況について報告又は資料の提出を求めることが

できる。

（都道府県知事による総合調整）

第八十一条 都道府県は、第一項の規定による総合調整を行なうため必要があると認めるときは、都道府県知事は、当該都道府県知事が管轄する区域の全部又は一部に係る感染症の発生を予防し、又はその

まん延を防止するために必要な措置の実施の状

況について報告又は資料の提出を求めることが

できる。

（都道府県知事による総合調整）

第八十二条 都道府県は、第一項の規定による総合調整を行なうため必要があると認めるときは、都道府県知事は、当該都道府県知事が管轄する区域の全部又は一部に係る感染症の発生を予防し、又はその

まん延を防止するために必要な措置の実施の状

況について報告又は資料の提出を求めることが

できる。

（都道府県知事による総合調整）

第八十三条 都道府県は、第一項の規定による総合調整を行なうため必要があると認めるときは、都道府県知事は、当該都道府県知事が管轄する区域の全部又は一部に係る感染症の発生を予防し、又はその

まん延を防止するために必要な措置の実施の状

況について報告又は資料の提出を求めることが

できる。

（都道府県知事による総合調整）

第八十四条 都道府県は、第一項の規定による総合調整を行なうため必要があると認めるときは、都道府県知事は、当該都道府県知事が管轄する区域の全部又は一部に係る感染症の発生を予防し、又はその

まん延を防止するために必要な措置の実施の状

況について報告又は資料の提出を求めることが

できる。

（都道府県知事による総合調整）

第八十五条 都道府県は、第一項の規定による総合調整を行なうため必要があると認めるときは、都道府県知事は、当該都道府県知事が管轄する区域の全部又は一部に係る感染症の発生を予防し、又はその

まん延を防止するために必要な措置の実施の状

況について報告又は資料の提出を求めることが

できる。

（都道府県知事による総合調整）

第八十六条 都道府県は、第一項の規定による総合調整を行なうため必要があると認めるときは、都道府県知事は、当該都道府県知事が管轄する区域の全部又は一部に係る感染症の発生を予防し、又はその

まん延を防止するために必要な措置の実施の状

況について報告又は資料の提出を求めることが

できる。

（都道府県知事による総合調整）

第八十七条 都道府県は、第一項の規定による総合調整を行なうため必要があると認めるときは、都道府県知事は、当該都道府県知事が管轄する区域の全部又は一部に係る感染症の発生を予防し、又はその

まん延を防止するために必要な措置の実施の状

況について報告又は資料の提出を求めることが

できる。

（都道府県知事による総合調整）

第八十八条 都道府県は、第一項の規定による総合調整を行なうため必要があると認めるときは、都道府県知事は、当該都道府県知事が管轄する区域の全部又は一部に係る感染症の発生を予防し、又はその

まん延を防止するために必要な措置の実施の状

況について報告又は資料の提出を求めることが

できる。

（都道府県知事による総合調整）

第八十九条 都道府県は、第一項の規定による総合調整を行なうため必要があると認めるときは、都道府県知事は、当該都道府県知事が管轄する区域の全部又は一部に係る感染症の発生を予防し、又はその

まん延を防止するために必要な措置の実施の状

況について報告又は資料の提出を求めることが

できる。

（都道府県知事による総合調整）

第九十条 都道府県は、第一項の規定による総合調整を行なうため必要があると認めるときは、都道府県知事は、当該都道府県知事が管轄する区域の全部又は一部に係る感染症の発生を予防し、又はその

まん延を防止するために必要な措置の実施の状

況について報告又は資料の提出を求めることが

できる。

（都道府県知事による総合調整）

第九十一条 都道府県は、第一項の規定による総合調整を行なうため必要があると認めるときは、都道府県知事は、当該都道府県知事が管轄する区域の全部又は一部に係る感染症の発生を予防し、又はその

まん延を防止するために必要な措置の実施の状

況について報告又は資料の提出を求めることが

できる。

（都道府県知事による総合調整）

(都道府県知事の指示)

第六十三条の四 都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われたときから新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、保健所設置市等の長に対し、第十九条若しくは第二十条(これらの規定を第二十六条において準用する場合を含む。)又は第四十六条の規定による入院の勧告又は入院の措置に關し必要な指示をすることができる。

(保健所設置市等)

第六十四条 保健所設置市等にあつては、第四章から第六章(第一節及び第二節を除く。)まで、第七章から第九章まで及び第十章から前章まで(第三十八条第一項、第二項、第五項から第八項まで、第十項及び第十一項(同条第二項、第十項及び第十一項の規定にあつては、結核指定医療機関に係る部分を除く。)、第四十三条の二(第五十条の二第四項において準用する場合を含む。)、第四十四条の三の五、第四十五条の三、第四十六条の二及び第四十七条から第五十九条の二十七第七項並びに第六十条第一項から第三項(検査等措置協定に係る部分を除く。)までを除く。)並びに第六十三条の二中「都道府県知事」とあるのは「保健所設置市等の長」と、「都道府県」とあるのは「保健所設置市等」とする。

(大都市等の特例)

第六十四条の二 第三章(第十二条第二項及び第三項、第十三条第三項及び第四項、第十四条第一項及び第六項、第十四条の二第一項及び第七項を除く。)及び前条に規定するもの(ほかこの法律で定められた事務)が都道府県が處理することとされている事務

(結核の予防に係るものに限る。)で政令で定めることは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)においては、政令で定めるところにより、指定都市又は中核市(以下「指定都市等」という。)が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

第六十四条の三 流行初期医療確保拠出金等その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(時効)

第六十四条の四 流行初期医療確保拠出金等その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び流行初期医療の確保に要する費用を受ける権利は、これらを行使することができる時から二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

(期間の計算)

第六十四条の五 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、民法の期間に関する規定を準用する。

(不服申立て)

第六十五条 この法律に規定する事務のうち保健所設置市等の長が行う処分(第一号法定受託事務に係るものに限る。)についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対して再審査請求ることができる。

第六十六条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

項、同条第九項において準用する同条第四項において準用する同条第二項及び第三項、第十四条、第十四条の二及び第十六項を除く。)、第四章(第十八条第五項及び第六項、第十九条第二項及び第七項並びに第二十条第六項及び第八項(第二十六条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第二十四条並びに第二十四条の二(第二十六条及び第四十九条の二において準用する場合を含む。)を除く。)、第二十六条の三(第四十四条の三の五六第六項において準用する場合を含む。)、第二十六条の四、第三十二条八第四項を除く。)、第三十六条の十九第四項及び第三十六条の二十二(第三十六条の二十三第三四项及び第三十六条の二十四第二項においてこれららの規定を準用する場合を含む。)、第三十六条の三十七、第三十八条第二項(第一種感染症指定医療機関、第二種協定指定医療機関及び第二種協定指定医療機関に係る部分に限る。)、第五項、第七項及び第八項、同条第十項及び第十一項、第四项から第六項まで及び第十一項、第四条の三の五、第四十四条の三の六、第四十五条の四の二及び第四十六条の二及び第四十七条の五第四項(第四十四条の八においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第四十四条の三第一項、第二项、第四項から第六項まで及び第十一項、第四条第五項及び第七項、第五十条第十項、同条第十二項において準用する第三十六条第五項において準用する同条第一項及び第二項、第五十条の二第二項において準用する第四十四条の三の三、第五十条から第十項まで、第五十条の三、第五十条第四項において準用する同条第一項、第五十一条の四第二項並びに同条第三項において準用する第四十四条の五第三項を除く。)、第十章、第六十三条の三第一項並びに第六十三条の四、第五十一条第四項において準用する同条第一項、第五十一条の四第二項並びに同条第三項において準用する第四十四条の五第三項を除く。)、第六十三条の四の規定により都道府県又は保健所設置市等が処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

(権限の委任)

第六十五条の三 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

(経過措置)

第六十六条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第十五章 罰則

第一項の罪を犯す目的でその予備をした者は、五年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。ただし、同項の罪の実行の着手前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

第六十七条 一種病原体等をみだりに発散させて公共の危険を生じさせた者は、無期若しくは二年以上の懲役又は千万円以下の罰金に処する。

前項の未遂罪は、罰する。

第六十八条 第五十六条の四の規定に違反した場合は、当該違反行為をした者は、十年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

第六十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、七年以下の懲役又は三百六十万円以下の罰金に処する。

一 第五十六条の三の規定に違反して、一種病原体等を所持したとき。

二 第五十六条の五の規定に違反して、一種病原体等を譲り渡し、又は譲り受けたとき。

三 前二項の未遂罪は、罰する。

第七十条 第五十六条の十一第一項の許可を受けないで二種病原体等を輸入した場合には、当該違反行為をした者は、五年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

一 第五十六条の六第一項本文の許可を受けないで二種病原体等を所持したとき。

前項の規定により地方厚生局長に委任された役又は二百万円以下の罰金に処する。

第五十六条の六第一項本文の許可を受けないで二種病原体等を所持したとき。

二 第五十六条の十五の規定に違反して、二種の病原体等を譲り渡し、又は譲り受けたとき。

には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

二 第五十六条の六第二項第一号から第四号までに掲げる事項を変更したとき。

て第五一七条の第一項の規定に違反して同項本文の許可を受けないで第五十六条の十二第二項第二号から第七号までに掲げる事項を変更すること。

三 第五十六条の十九第一項の規定に違反したとき。

四 第五十六条の二十二第一項の規定に違反したとき。

第五十六条の二十九第一項の規定による命令に違反したとき。

六 第五十六条の三十の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第七章 第五十六条の第三十一第一項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に對して陳述をせず、

八 第五十六条の三十八第一項の規定による立
へり告へるは食鹽の旨へ、方げ、告へるは品

入り若しくは検査を指み、如き若しくは忌避し、又は質問に対しても陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

がある者を含む第七十四条第一項において同じ。)であるかどうかに関する健康診断又は当該感染症の治療に際して知り得た人の秘密を正

当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二十二条から第十四条までの規定（これらの規定が第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によつて準用される場合（同条第二項の政令

により、同条第一項の政令の期間が延長される場合を含む。以下同じ。) 及び第五十三条第二項の規定による。

項の規定に基づく政令により、同条第一項の政令の期間が延長される場合を含む。以下同じ）による届出の受理、第十四条の二（第二項（第四十四条の九第一項の規定に基づく政

二十九条若しくは第三十条の規定（これらの規定が第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によつて準用される場合及び第五十三条第一項の規定が第四十四条の四第一項の規定に基づく政令によつて適用される場合を含む。）若しくは第三十一条から第三十三条规定が第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によつて準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によつて適用される場合を含む。）若しくは第三十五条の規定（これらの規定が第四十四条の四第一項の規定に基づく政令によつて適用される場合、第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によつて準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によつて適用される場合を含む。）による措置（第五十条第一項、第七項又は第十項の規定により実施される場合を含む）、第四十四条の三第一項若しくは第二項（これらの規定が第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によつて適用される場合を含む。）若しくは第五十条の二第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは協力の求め、第四十四条の三第七項若しくは第八項（これらの規定が第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によつて適用される場合及び第五十条の二第四項において準用される場合を含む。）の規定による食事の提供等、第四十四条の三第九項（第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によつて適用される場合及び第五十条の二第四項において準用される場合を含む。）の規定による市町村長の協力、第四十四条の五第三項若しくは第五項（これらの規定が第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によつて準用される場合を含む。）若しくは第五十条の六第三項若しくは第五項の規定による検査若しくは病原体の受理、第四十四条の三の五第四項（第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によつて準用される場合を含む。）若しくは第五十条の六第四項に規定する検査の実施、第四十四条の三の六（第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によつて準用される場合を含む。）若しくは第五十条の七の規定による届出の受理又は第五十三条の十三の規定による精密検査に関する事務に從事した公務員又は公務員であつた者が、その職務の執行に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときも、前項と同様とする。

第七十三条の三 次の各号のハ、ザ、シ、カ、コ、該当する者。定に基づく政令によつて準用される場合及び第五十条の第二項において準用される場合を含む。)の規定により第四十四条の三第一項若しくは第二項(これらの規定が第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によつて準用される場合を含む。)又は第五十条の二第一項若しくは第二項の規定による報告の求めの委託を受けた者は(その者が法人である場合にあつては、その役員)若しくはその職員又はこれらの人であつた者が、当該委託に係る事務に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

等、二種病原体等又は三種病原体等を運搬したとき。
六 第五十六条の二十七第四項の規定に違反したとき。
七 第五十六条の三十二の規定による命令に違反したとき。

四 職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による当該職員の調査を拒み、妨げ若しくは忌避したとき。

つて適用される場合を含む。の規定による通知を受けた場合において、第十八条第二項（第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）の規定に違反したとき。

五 第二十七条第一項（第四十四条の九第一項）の規定に基づく政令によって準用される場合

四十四条の九第一項の規定に基づく政令によつて準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によつて適用される場合を含む。)若しくは第五十条第一項、第七項若しくは第十項の規定により実施される第三十五条第一項の規定による当該職員の調査を拒み、妨げ若しくは忌避したとき。

二十三第四項及び第三十六条の二十四第二項において準用する場合を含む。)の規定によ
る報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又
は三月の見合にて金銭を乞ひ、方ダ、告

九 はこれらの方定による検査を拒み、妨碍する時は、これを忌避したとき。
第三十六条の二十七の規定による報告若しくは文書その他の物件の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の物件を提出しないとき。

十 第五十三条の二十三第一項の規定による報告書、告白書、は電報の報告書とく又は同

告をせず者しくは虚偽の報告をし、又は同一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

項若しくは第四項の規定（これらの規定が第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によ

つて準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によつて適用される場合を

十二 第五十六条の二第一項の規定に違反して、
（含む。）に違反して指定動物を輸入したとき。

届出動物等を輸入したとき。

報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳

簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に對して答弁をせば、若しく

規定は、本質問に於て各項をセテ審査する。虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した。

立候意を拂ひぬ。娘は若しくて忌過に及ぶとき。

支拂基金又は受託者の従員又は職員が第三十六条の三十七第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定

全症候群の予防に関する法律（次条において「旧後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」という。）第五条の規定による報告については、なお従前の例による。

第十二条 施行日前に行われた旧後天性免疫不全症候群の予防に関する法律第十一条第一項の規定により適用するものとされた旧伝染病予防法第二十二条及び第二十二条ノ二に規定する措置に要する費用についての都道府県又は保健所を設置する市の支弁及び国庫の負担については、なお従前の例による。

（施行のため必要な準備）

第十三条 厚生大臣は、第九条に規定する基本指針又は第十一条に規定する特定感染症予防指針を定めようとするときは、施行日前においても公衆衛生審議会の意見を聴くこと及び関係行政機関の長との協議をすることができる。

（罰則に関する経過措置）

第十四条 施行日前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（延滞金の割合の特例）

第十五条 第三十六条の二十第一項（第三十六条の二十三第四項及び第三十六条の二十四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する延滞金の年十四・五パーセントの割合は、当分の間、第三十六条の二十第一項の規定にかかわらず、各年の延滞税特別基準割合（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十四条第一項に規定する延滞税特別基準割合をいう。）が年七・二パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該延滞税特別基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とする。

附 则（平成一一年七月一六日法律第八七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分に限る。）、第四十条中自然公園法附則第二百五十条の規定による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行

九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五项、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十一条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百一条の規定）公布の日

（厚生大臣に対する再審査請求に係る経過措置）

第十七条 施行日前にされた行政庁の処分に係る第一百四十九条から第一百五十五条まで、第一百五十七条、第一百五十八条、第一百六十五条、第一百六十八条、第一百七十条、第一百七十二条、第一百七十三条、第一百七十五条、第一百七十六条、第一百八十三条、第一百八十八条、第一百九十五条、第二百一十七条、第二百八十八条、第二百十四年、第二百一十九条から第二百二十一条まで、第二百二十九条又は第二百三十八条の規定による改正前の児童福祉法第五十九条の四第二項、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第十二条の四、食品衛生法第二十九条の四、旅館業法第九条の三、公衆浴場法第七条の三、医療法第七十一条の三、身体障害者福祉法第四十三条の二第二項、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十一条の十二第二項、クリーニング業法第十四条の二第二項、狂犬病予防法第二十五条の二、社会福祉事業法第八十三条の二第二項、結核予防法第六十九条、ど畜場法第二十条、歯科技工士法第二十七条の二、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第二十条の八の二、知的障害者福祉法第三十条第二項、老人福祉法第三十四条第二項、母子保健法第二十六条第二項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六十二条、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第四十一条第三項又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十五条の規定に基づく再審査請求については、なお従前の例による。

（国等の事務）

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行

前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第二百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第一百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第一百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれららの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後の行為又は申請等の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第一百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

第一百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（検討）

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により國又は地方公共団体の機関に対しそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるものほか、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第一百六十五条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（検討）

第一百六十六条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設定することのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行ふものとする。

第一百六十七条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 则（平成一一一二月二二日法律第

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律に規定するものとみなして、この法律による改正後の法律に規定するもののほか、この法律の施行

行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分の上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされ

する法律附則の改正規定に係る部分に限る。) 第三百五十五条、第三百三十六条、第三百三十七条、第三百三十三条、第三百三十四条及び第三百四十四条の規定 公布の日

附 則 (平成一五年一〇月一六日 法律第

(施行期日) 一四五号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、第一条中感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十六条の次に一条を加える改正規定及び同法第六十九条に一号を加える改正規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行前に行われた医師の診断に係る第一条の規定による改正前の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(施行期日)

附 則 (平成一六年六月二三日 法律第一
五〇号) 抄

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

附 則 (平成一八年六月二一日 法律第八
三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

十二年法律第六十七号) 別表第一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

(平成十年法律第一百四号) の項の改正規定中第三章に係る部分を除く) 及び附則第十四条

から第二十三までの規定は、平成十九年四月一日から施行する。

(結核予防法の廃止)

第二条 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六条、第四十二条、第四十四条、第五十七条、第六十六条、第七十五条、第七十六条、第七十八条、第七十九条、第八十一条、第八十五条、第八十七条、第八十九条)は、廃止する。

(結核予防法の廃止に伴う経過措置)

第三条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律目次の改正規定(第二十六条)を「第二十六条の二」に改める部分及び「第七章 新感染症(第四十五条第五十三条)」を「第七章 新感染症(第四十五条第五十三条)」第七章の一結核(第五十三条の二—第五十三条の十五)」に改める部分に限る)、同法第六条第二項から第六項までの改正規定(同条第三項第二号に係る部分に限る)及び同条第十一項の改正規定、同条に八項を加える改正規定(同条第十五項、第二十一項第二号及び第二十二項第十号に係る部分に限る)、同法第十条第六項を削る改正規定、同法第十八条から第二十条まで、第二十三條及び第二十四条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第三十七条の次に一条を加える改正規定、同法第三十七条から第四十四条まで及び第五十九条から第六十二条まで及び第六十四条の改正規定、同法第七章の次に一章を加える改正規定、同法第五十七条及び第五十八条の改正規定、同法第五十五条、第六十五条の二(第三章五十九条から第六十二条まで及び第六十四条の改正規定、同法第十三条(地方自治法(昭和二七条まで、附則第十三条(地方自治法(昭和二

一 猶予期間

二 猶予期間にした新感染症法第五十六条の六

第一項本文の許可の申請についての処分があ

るまでの間

三 前項の規定により滅菌譲渡をするまでの間

及び感染症の患者に対する医療に関する法律

の規定により二種病原体等を所持する者

は、二種病原体等の保管、使用、運搬(船舶又

は航空機による運搬を除く。以下同じ)又は

滅菌等をする場合においては、新感染症法第五十六条の二十五の技術上の基準に従つて二種病

原体等による感染症の発生の予防及びまん延の

防止のために必要な措置を講じなければならない。

(結核予防法の廃止)

第四条 厚生労働大臣は、二種病原体等の保管、使

用、運搬又は滅菌等に関する措置が新感染症法

の患者に対する医療に関する法律(以下「新感

染症法」という)第六条第十四項に規定する

第二種感染症指定医療機関に係る新感染症法第

三十八条第二項の指定を受けたものとみなす)を含む)又は薬局は、新感染症法第六条第十五項に規定する結核予防法第三十

六条の指定を受けている病院若しくは診療所

(これらに準ずるものとして政令で定めるもの

を含む)を所持している者は、

一部施行日において現に旧結核予防法第三十

五項に規定する結核指定医療機関に係る新感

染症法第三十八条第二項の指定を受けたものとみ

なす。

(病原体等に関する経過措置)

第五条 第八条 この法律の施行の際現に新感染症法第六

条第二十項に規定する二種病原体等(以下「二

種病原体等」という)を所持している者は、

この法律の施行の日から三十日を経過するまで

の間に(以下「猶予期間」という)に新感染症

法第五十六条の六第一項本文の許可の申請をし

なかつた場合にあっては猶予期間の経過後遅滞なく、猶予期間に申請した許可を拒否された場合にあってはその処分後遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、その所持する二種病原体等の滅菌若しくは無害化(以下「滅菌等」という)又は譲渡し(以下「滅菌譲渡」といふ)をしなければならない。

2 この法律の施行の際現に二種病原体等を所持している者は、次に掲げる期間は、新感染症法

第五十六条の六第一項本文の許可を受けない

場合も、同様とする。

三 前項の規定により滅菌譲渡をするまでの間

及びその從業者を含む)がその委託に係る二種病

原体等を当該運搬又は滅菌等のために所持する

場合も、同様とする。

4 厚生労働大臣は、二種病原体等の保管、使

用、運搬又は滅菌等に関する措置が新感染症法

の患者に対する医療に関する法律(以下「新感

染症法」という)第六条第十四項に規定する

第二種感染症指定医療機関に係る新感染症法第

三十八条第二項の規定により二種病原体等を所持する者

は、二種病原体等の保管、使用、運搬(船舶又

は航空機による運搬を除く。以下同じ)又は

滅菌等をする場合においては、新感染症法第五

十六条の二十五の技術上の基準に従つて二種病

原体等による感染症の発生の予防及びまん延の

防止のために必要な措置を講じなければならない。

(結核予防法の廃止)

第五条 第九条 前項第一項の規定に違反した者は、一年

以下の罰金に処する。

1 前項第四項の規定による命令に違反した者

し、又はこれを併科する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万

円以下の罰金に処する。

1 前項第六項において準用する新感染症法第

五十六条の二十二第二項の規定による届出を

せず、又は虚偽の届出をした者

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、

使用者その他の従業者が、その法人又は人の業

務に關し、前二項の違反行為をしたときは、行

為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各項の罰金刑を科する。

(条約による国外犯の適用に関する経過措置)
第十一條 新感染症法第七十八条の規定は、この

法律の施行の日以後に日本国について効力を生ずる条約及びテロリストによる爆弾使用の防止に関する規約を締結するに付て日本国トモハテヨシ

は関する国際条約により日本国外において犯したときであつても罰すべきものとされる罪に限り適用する。

2
国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約が日本国について効力を生ずる日がこの法律の施行の日前である場合には、前項の規定にかかわらず、新感染症法第七十八条の規定は、同条約により日本国外において犯したときであつても罰すべきものとされる罪についても適用する。

第十一條 政府は、この法律の施行後五年を経過する場合において、この法律の施行の状況を勘定して、（検討）

した場合においてこの法律の施行の状況を甚
くあると認めるときは、この法律の規定
について検討を加え、その結果に基づいて
必要な措置を講むものとする。

(罰則の適用に関する経過措置)
第二十四条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前に

した行為及びこの附則の規定によりなお從前の例によることとされる場合における同条ただし書に規定する規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。(その他の経過措置の政令への委任)

第二十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

号附則（平成二〇年五月一日法律第三〇抄）

第一条 この法律は、公布の日から起算して十日（施行期日）

(検討) 第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した日から施行する。

第三章 政府においてこの法律の施行が終る三年以内に、この法律の規定による改正後の一の場合において、この法律の規定による改正後の一の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第三条 国は、新型インフルエンザ等感染症（第一条の規定による改正後の感染症の予防及び感

染症の患者に対する医療に関する法律第六条第
七項に規定する新型インフルエンザ等感染症を
いう。(次項において同じ。)に係るワクチン等
の医薬品の研究開発を促進するために必要な措
置を講ずるとともに、これらの医薬品の早期の
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性
の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百
四十五号)の規定による製造販売の承認に資す
るよう必要な措置を講ずるものとする。

国は、新型インフルエンザ等感染症の発生及
び蔓延に備え、抗インフルエンザ薬及びブレ
パンデミックワクチンの必要な量の備蓄に努め
るものとする。

**附 則 (平成二〇年六月一八日法律第七
三号) 抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から
施行する。

**附 則 (平成二三年六月三日法律第六一
〇号) 抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年
を超えない範囲内において政令で定める日(以
下「施行日」という。)から施行する。

**附 則 (平成二三年六月二二日法律第七
四号) 抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十
日を経過した日から施行する。

**附 則 (平成二三年六月二四日法律第七
〇五号) 抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十
日を経過した日から施行する。

**附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一
二条) 第二条、第十一条(構造改革特別区域法第十
八条の改正規定に限る。)、第十四条(地方自
然の保護と開発のための法律)の規定は、当該各号に定
める日から施行する。**

一 略

治法第二百五十二条の十九、第二百六十条並びに別表第一騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）の項、都市計画法（昭和四十三年法律第一百号）の項、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、環境基本法（平成五年法律第九十一号）の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）の項の改正規定に限る。）、第十七条から第十九条まで、第二十二条（児童福祉法第二十一条の五の六、第二十二条の五の十五、第二十二条の五の二十三、第二十四条の九、第二十四条の十七、第二十四条の二十八及び第二十四条の三十六の改正規定に限る。）、第二十三条から第二十七条まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条（社会福祉法第六十二条、第六十五条及び第七十七条の改正規定に限る。）、第三十五条、第三十七条、第三十八条（水道法第四十六条、第四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の二の改正規定を除く。）、第三十九条、第四十三条（職業能力開発促進法第十九条、第二十三条、第二十八条及び第三十三条の二の改正規定に限る。）、第五十一条（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四条の改正規定に限る。）、第五十四条（障害者自立支援法第八十八条及び第八十九条の二の改正規定を除く。）、第六十五条（農地法第三条第一項第九号、第四条、第五条及び第五十七条の改正規定を除く。）、第八十七条から第九十二条まで、第九十九条（道路法第二十四条の三及び第四十八条の三の改正規定に限る。）、第一百条（土地区画整理法第七十六条の改正規定に限る。）、第二百二条（道路整備特別措置法第十八条から第二十一条まで、第二十七条、第四十九条及び第五十条の改正規定に限る。）、第二百三条、第二百五条（駐車場法第四条の改正規定を除く。）、第二百七条、第二百八条、第二百

十五条（首都圏近郊緑地保全法第十五条及び第十七条の改正規定に限る。）、第一百六十二条（流通業務市街地の整備に関する法律第三十三条の二の改正規定を除く。）、第一百八条（近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六条及び第十八条の改正規定に限る。）、第一百二十一条（都市計画法第六条の一、第七条の二、第八条、第十条の二から第十二条の二まで、第十二条の四、第十二条の五、第十二条の十、第十四条、第二十条、第二十三条、第三十三条、第四十条、第二十条、第二十三条、第三十三条、第三十九条の二の改正規定を除く。）、第一百二十二条（都市再開発法第七条の四から第十七条の七まで、第六十条から第六十二条まで、第六十六条、第九十八条、第九十九条の二及八、第三百三十九条の三、第四百一十二条の二及び第四百四十二条の改正規定に限る。）、第一百二十三条（公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定を除く。）、第一百二十八条（都市緑地法第二十条及び第三十九条の改正規定を除く。）、第一百三十二条（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七条、第二十六条、第六十四条、第六十七条、第四十二条及び第九十九条の二の改正規定に限る。）、第一百四十二条（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八条及び第二十一条から第六十七条、第四十二条及び第九十九条の二の改正規定を除く。）、第一百四十九条（密集市街地における防火災街区の整備の促進に関する法律第二十条、第二十一条、第二百九十五条及び第七条第三項の改正規定に限る。）、第一百五十五条（都市再生特別措置法第五十一条第四項の第一条、第二百九十七条、第二百三十三条、第二百四十四条、第二百四十九条（密集市街地における防火災街区の整備の促進に関する法律第十二条、第二百八十三条、第三百十一条及び第三百十八条までの改正規定に限る。）、第二百五十五条（被災市街地復興特別措置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除く。）、第二百五十六条（マンショングループの建替えの円滑化等に関する法律第二百二条の改正規定を除く。）、第二百五十七条、第二百五十五条（都市再生特別措置法第五十一条第四項の第二号イ）を「第二項第一号イ」に改める部分を除く。）並びに同法第十一条及び第十三条の改正規定に限る。）、第一百六十二条（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十二条の改正規定に限る。）、第一百六十三条（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第五項の改正規定（第二項

る法律第十条、第十二条、第十三条、第三十条第二項及び第五十六条の改正規定に限る。）、第一百六十五条（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四条及び第二十九条の改正規定に限る。）、第一百六十九条（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十一条の改正規定に限る。）、「、第一百七十四条、第一百七十八条、第一百八十二条（環境基本法第十六条及び第四十条の二の二の改正規定に限る。）及び第一百七十七条（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五条の改正規定、同法第二十八条第九項の改正規定（第四条第三項）を「第四条第四項」に改める部分を除く。）、同法第二十九条第四項の改正規定（第四条第三項）を「第四条第四項第四項」に改める部分を除く。）並びに同法第三十四条及び第三十五条の改正規定に限る。）の規定並びに附則第十三条、第十五条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条、第二十七条第一項から第三項まで、第三十条から第三十二条まで、第三十八条、第四十四条、第四十六条第一項及び第四项、第四十七条から第四十九条まで、第五十五条から第五十三条まで、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十一条から第六十九条まで、第七十七条、第七十二条第一項から第三項まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十八条、第八十条第一項及び第三項、第八十三条、第八十七条（地方税法第五百八十七条の二及び附則第十一条の改正規定を除く。）第八十九条、第九十条、第九十二条（高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る。）、第一百一条、第一百二条、第一百五十五条から第一百七条まで、第一百十二条、第一百十七条（地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十二年法律第七十二号）第四条第八項の改正規定に限る。）、第一百九条、第一百二十一条の二並びに第二百二十三条第二項の規定 平成二十四年四月一日
(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第三十一条 第五十五条の規定
び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四条の改正規定に限る。以下この条において同じ。)の施行前に第五十五条の規定による改
正前の感染症の予防及び感染症の患者に対する改

医療に関する法律（以下この条において「旧感染症法」という。）の規定によりされた指定等の処分その他の行為（以下この項において「处分等の行為」という。）又は第五十一条の規定の施行の際現に旧感染症法の規定によりされている指定の申請及び辞退の届出（以下この項において「申請等の行為」という。）で、第五十一条の規定の施行の日においてこれららの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、同日以後における第五十一条の規定による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下この条において「新感染症法」という。）の適用については、新感染症法の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 第五十一条の規定の施行前に旧感染症法の規定により地方公共団体の機関に対し報告をしなければならない事項で、第五十一条の規定の施行の日前にその報告がされていないものについては、これを、新感染症法の相当規定により地方公共団体の相当の機関に対して報告をしなければならない事項についてその報告がされていないものとみなして、新感染症法の規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第八十二条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二十三年一二月一四日法律第二二二号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定 公布の日

附 則（平成二五年一月一七日法律第八四号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六十四条、第六十六条及び第一百二条の規定は、公布の日から施行する。
(処分等の効力)

第一百条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第一百一条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第一百二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二五年一二月一三日法律第一〇三号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十七条の規定 薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

附 則（平成二六年六月一三日法律第六九号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

(経過措置の原則)

第五条 行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政府の処分その他の行為又はこの法

律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとの提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものとむ。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとする場合を含む。）により異議申立てが提起された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 (平成二六年一月二一日法律第
一一五号) 抄
(施行期日)

二項にただし書を加える改正規定並びに附則
第四条及び第五条の規定 公布の日
二 第六条の改正規定（同条第二十二項第二号
の改正規定及び同条に一項を加える改正規定
を除く。）公布の日から起算して二月を経過
した日
三 第六条第二十二項第二号、第十二条第一項
第一号及び第五十三条の十四（見出しを含む。）
の改正規定、同条に一項を加える改正規定
を除く。）公布の日から起算して二月を経過
した日
規定並びに附則第三条の規定 公布の日から
起算して六月を経過した日
(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過し
た場合において、この法律の規定による改正後
の規定の施行の状況について検討を加え、必要
があると認めるときは、その結果に基づいて必
要な措置を講ずるものとする。
(医師の届出に関する経過措置)

第三条 この法律による改正後の第十二条第一項
第一号の規定は、附則第一条第三号に掲げる規
定の施行の日以後に同項第一号に掲げる者を診
断した医師について適用し、同日前にこの法律
による改正前の第十二条第一項第一号に掲げる
者を診断した医師については、なお従前の例に
よる。
(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定
にあつては、当該規定）の施行前にした行為及
び前条の規定における同条の規定の施行後にした
行為に対する罰則の適用については、なお従前
の例による。
(政令への委任)

第五条 この附則に規定するものほか、この法
律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する法
律の施行を含む。）は、政令で定める。
(施行期日)

附 則（令和元年六月一四日法律第三七
号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月
を経過した日から施行する。ただし、次の各号
に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行
する。

一 第四十条、第五十九条、第六十一条、第七
十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正
規定に限る。）、第八十五条、第一百二条、第一百
七条（民間あせん機関による養子縁組のあ

つせんに係る児童の保護等に関する法律第二
十六条の改正規定に限る。）、第一百十一条、第
一百四十三条、第一百四十九条、第一百五十二条、
第一百五十四条（不動産の鑑定評価に関する法
律第二十五条第六号の改正規定に限る。）及
び第六十八条並びに次条並びに附則第三条
行政庁の行為等に関する経過措置
第二条 この法律（前条各号に掲げる規定にあ
つては、当該規定。以下この条及び次条において
同じ。）の施行の日前に、この法律による改正
前の法律又はこれに基づく命令の規定（次格条
項その他の権利の制限に係る措置を定めるもの
に限る。）に基づき行われた行政庁の处分その
他の行為及び当該規定により生じた失職の効力
については、なお従前の例による。
(罰則に関する経過措置)
第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰
則の適用については、なお従前の例による。
(検討)

第七条 政府は、会社法（平成十七年法律第八十
六号）及び一般社団法人及び一般財團法人に関
する法律（平成十八年法律第四十八号）におけ
る法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐
人であることを理由に制限する旨の規定につい
て、この法律の公布後一年以内を目途として検
討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除
その他の必要な法制上の措置を講ずるものとす
る。

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該
各号に定める日から施行する。
一 第五百九条の規定 公布の日
(施行期日)

附 則（令和二年一二月九日法律第七五
号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(施行期日)

附 則（令和三年二月三日法律第五号）

第一条 この法律は、公布の日から起算して十日
を経過した日から施行する。
(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療
行為に関する法律の一改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の感染症の予
防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
第十五条第八項の規定は、施行日以後に行われ
る同条第一項又は第二項の規定による当該職員
の質問又は必要な調査に対して正当な理由がな
く協力しない特定患者等（同条第八項に規定す
る特定患者等をいう。）について適用する。

二 第一条中感染症の予防及び感染症の患者に
対する医療に関する法律（以下「感染症法」と
いう。）第十五条の三、第四十四条の三及
び第五十条の二の改正規定、感染症法第五十
八条第一号の改正規定（「事務」の下に「第
十五条の三第一項の規定により実施される事
務については同条第五項の規定により厚生労
働大臣が代行するものを除く。」）を加える部
分に限る。）、感染症法第六十四条第一項の改
正規定（第四十四条の三第七項）を第四
十条の三第八項に改める部分に限る。）、感染症法
第六十五条の二の改正規定（「、

2 第二条の規定による改正後の感染症の予防及
び感染症の患者に対する医療に関する法律第八
十条の規定は、施行日以後に行われる感染症の
予防及び感染症の患者に対する医療に関する法
律の規定による入院の勧告若しくは入院の措置
により入院する者は又は施行日以後に行われる同
法の規定による入院の措置を実施される者（施
行日以後に行われる同法の規定による入院に係
る通知を受けた者に限る。）について適用する。
(政令への委任)
第四条 この附則に規定するもののほか、この法
律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する法
律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する法
律の施行に伴い必要な経過措置を含む。）は、政令で定める。
(検討)

附 則（令和四年六月一七日法律第六八
号）抄

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該
各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日
(施行期日)

附 則（令和四年一二月九日法律第九六
号）抄

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該
各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定（次号に掲げる改正規定を除
く。）、第四条中地域保健法第六条の改正規
定、第五条の規定、第八条中医療法第六条の改
定、第五十七条、第七条の二、第二十七条の二及
び第三十条の四第十項の改正規定、第九条及
び第十二条の規定並びに第十七条中高齢者の
医療の確保に関する法律第二十一条第一項
第一号イの改正規定並びに次条第一項から第
三項まで、附則第三条、第四条、第八条から
第十二条まで、第十四条及び第六十六条から第
十八条までの規定、附則第十九条の規定（次
号に掲げる改正規定を除く。）、附則第二十四
条の規定、附則第三十一条中住民基本台帳法
(昭和四十二年法律第八十一号)別表第二の
四の項、別表第三の五の五の項、別表第四的
三の項及び別表第五第六号の三の改正規定並
びに附則第三十六条から第三十八条まで及び
第四十二条の規定 公布の日
(検討)

二 第六条、第十三条及び第二十条の規定 令和
五年四月一日
(検討)

三 第二条の規定及び第四条の規定（第一号に
掲げる改正規定を除く。）並びに附則第五条、
第六条、第十三条及び第二十条の規定 令和
五年四月一日
(検討)

第二条 政府は、新型コロナウイルス感染症（病
原体がベータコロナウイルス属のコロナウイル
ス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界
保健機関に対して、人に伝染する能力を有する
ことが新たに報告されたものに限る。）である
ものに限る。以下同じ。）の罹患後症状に係る
医療の在り方にについて、科学的知見に基づく適
切な医療の確保を図る観点から速やかに検討を
加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる
ものとする。
政府は、新型コロナウイルス感染症に関する
状況の変化を勘案し、当該感染症の新型インフ

ルエンザ等感染症（感染症法第八条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症をいう。附則第六条において同じ。）への位置付けの在り方について、感染症法第六条に規定する他の感染症の類型との比較等の観点から速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、予防接種の有効性及び安全性に関する情報（副反応に関する情報を含む。）の公表の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

4 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この項において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるとときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（感染症法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 新型コロナウイルス感染症については、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日において、厚生労働大臣が当該感染症について第一条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の感染症法（以下「第一号改正後感染症法」という。）第四十四条の二第一項の規定による公表を行つたものとみなす。

第四条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に指定感染症（感染症法第六条第八項に規定する指定感染症（当該疾病にかかる場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものと認められるものに限る。）をいう。）が発生し、当該感染症について、第一条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の感染症法第六条第八項の政令が定められた場合であつて同項の政令の廃止が行われていないときは、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日ににおける改正規定を除く。）による改正後感染症法第六条第八項の政令が定められた場合であつて同項の政令の廃止が行われていないときは、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日ににおける改正規定を除く。）による改正後感染症法第六条第八項に規定する新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表を行つたものとみなす。

（以下「第二条改正後感染症法」という。）第十二条第五項（同条第九項及び第十項並びに第二条改正後感染症法第十四条第四項及び第十項において読み替えて準用する場合を含む。）の規

定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に第二条改正後感染症法第十二条第一項各号に掲げる者若しくは同条第八項に規定する慢性的感染症の患者を診断し、若しくは同条第一項各号に規定する感染症により死亡した者（当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。）の死体を検査した医師、同日以後に第二条改正後感染症法第十四条第二項の規定による診断若しくは検査した医師が属する同項に規定する指定届出機関の管理者又は同日以後に第二条第八項の規定による診断若しくは検査をした同項に規定する指定届出機関以外の病院若しくは診療所の医師について適用し、同日前に第二条の規定による改正前の感染症法（以下「第二条改正前感染症法」という。）第十二条第一項各号に掲げる者若しくは同条第六項に規定する慢性的感染症の患者を診断し、若しくは同条第一項各号に規定する感染症により死亡した者（当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。）の死体を検査した医師、同日前に第二条改正前感染症法第十四条第二項の規定による診断若しくは検査をした医師が属する同項に規定する指定届出機関の管理者又は同日前に同条第八項の規定による診断若しくは検査をした同項に規定する指定届出機関以外の病院若しくは診療所の医師については、なお従前の例による。

2 前項の規定により変更された基本指針は、施行日において第三条改正後感染症法第九条第三項の規定により変更されたものとみなす。

第九条 都道府県は、施行日前においても、第三条改正後感染症法第十条の規定の例により、予防計画（感染症法第十条第一項に規定する予防計画をいう。）を変更することができる。

2 保健所を設置する市及び特別区（以下「保健所設置市等」という。）は、施行日前においても、第三条改正後感染症法第十条の規定の例により、予防計画（同条第十四項に規定する予防計画をいう。）を定めることができる。

3 前二項の規定により変更され、又は定められた予防計画は、施行日において第三条改正後感染症法第十条の規定により変更され、又は定められたものとみなす。

第十一条 都道府県知事は、施行日前においても、第三条改正後感染症法第三十六条の三の規定の例により、医療措置協定（同条第一項に規定する医療措置協定をいう。次項において同じ。）を締結することができる。

2 前項の規定により締結された医療措置協定は、施行日において第三条改正後感染症法第十三条の三第一項の規定により締結されたものとみなす。

第十二条 都道府県知事及び保健所設置市等の長は、施行日前においても、第三条改正後感染症法第三十六条の六の規定の例により、検査等措置協定（同条第一項に規定する検査等措置協定をいう。次項において同じ。）を締結することができる。

2 前項の規定により締結された検査等措置協定は、施行日において第三条改正後感染症法第十六条の三第一項の規定により締結されたものとみなす。

第十三条 都道府県知事は、施行日前においても、第三条改正後感染症法第三十八条第二項の規定の例により、第一種協定指定医療機関（第一種協定指定医療機関をいう。）又は第二種協定指定医療機関（第二種協定指定医療機関をいう。）又は第三種協定指定医療機関（第三種協定指定医療機関をいう。）を指定することができる。

2 前項の指定は、施行日において都道府県知事が行つた第三条改正後感染症法第三十八条第二項の規定による指定とみなす。

(政令への委任)
第四十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。
附 則（令和五年六月七日法律第四十七号）抄
(施行期日)
第一条 この法律は、国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第四十六号）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布の日から施行する。
(政令への委任)
第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。